

居延漢簡の集成三

——地灣（ウラン・ドルベルジン）、博羅松治（ボロ・ツォンチ）、瓦因托尼（ワイン・トレイ）、大灣（タラリンジン・ドルベルジン）出土簡——

永田英正

はじめに

- 一 地灣（ウラン・ドルベルジン）出土簡
 - (一) 帳簿表題類
 - (二) 帳簿本文類
- 二 博羅松治（ボロ・ツォンチ）出土簡
 - (一) 帳簿表題類
 - (二) 帳簿本文類
- 三 瓦因托尼（ワイン・トレイ）出土簡
 - (一) 帳簿表題類
 - (二) 帳簿本文類
- 四 大灣（タラリンジン・ドルベルジン）出土簡
 - (一) 帳簿表題類
 - (二) 帳簿本文類

はじめに

一九七四年に「居延漢簡の集成一、二」を發表して破城子（ム・ドルベルジン）出土の木簡を整理した^①。そのとき將來、邊境における木簡の發見は増加するだろうと私見を述べておいたが、はたして一九七二年から七四年にかけて居延のエチナ河流域において漢代遺址の考古調査ならびに發掘が行われ、その結果七三年と七四年の二箇年に、およそ二萬枚にちかい漢代木簡が發見されるにいたった。この新出の居延漢簡については、一九七六年一月から七七年一月にかけて第二次中國研究者訪中團の一員として訪中した際に、考古研究所の夏鼐先生から話を聞き、興奮を禁じ得なかつたが、七八年三月にいたり「文物」一九七八年第一期の誌上で、その概略に接することができた。

「文物」一九七八年第一期の甘肅居延考古隊の「居延漢代遺址の發掘和新出土的簡冊文物」によると、一九七二年の秋にエチナ河沿いに南は金塔双城子から北は居延海(ガジュンノール、ソゴノール)にいたるまで流域調査が行われ、一九七三年、七四年の夏と秋に破城子など三か所の漢代遺址の發掘が行われた。また一九七六年の夏と秋には布肯托尼(ブケン・トレイ)以北の地の調査が行われたとのことであるが、今回の報告は破城子など三か所の漢代遺址の發掘結果の紹介が中心である。

第一の發掘場所である破城子は甲渠候官のおかれていたところで、カラホトの西方約二〇キロメートル、イケン河の西岸に位置し、一九三〇年から三一年の西北科學考査團の調査ではA8の番號があたりえられた場所である。當時およそ五二〇〇枚の木簡が發見されたが、今回あらたに整理ずみのもの六八六五枚のほか未整理のもの約一〇〇枚に近い木簡が發見されている。

第二の發掘場所は破城子の南五、三キロメートルのイケン河西岸の保都格地方で、漢代では甲渠候官所轄の第四隊のおかれていたところである。西北科學考査團の調査ではP1の番號があたりえられ、當時は僅かに木簡一枚が發見されたに過ぎなかったが、今回は一九五枚の木簡が發見されている。

第三の發掘場所は金塔縣天倉の北方二五キロメートルのエチナ河の東岸に位置するところで、漢代の肩水金關がおかれていたところである。西北科學考査團の調査ではA32の番號がつけられ、その當

時は八五〇餘枚の木簡が發見されていたが、今回の發掘では未整理のもの一四二六枚を含めて一萬一五七七枚の木簡が發見された。

以上、今回新發見の居延漢簡は合計一萬九六三七枚にのぼっている。舊來の居延漢簡に對して實に一・八倍、約二倍に近い大量の木簡が新たに發見されたわけで、その結果、居延漢簡は新舊あわせて三萬枚を上まわることになったのである。

これら新發見の居延漢簡はその數量からしても注目すべき内容のものも多く含まれていることはいうまでもないが、その中には冊書の形をとどめているもの、あるいは冊書に復原可能なものがある。あるようであり、今後多くの點で興味ある事實が明らかにされるものと期待される。また以前に集成を試みた破城子についても言及すべき點が少なくないが、ここでは一つだけ觸れておきたい。

かつて陳夢家氏は、ベリイマン氏の破城子における四つの發掘地區のうち、第一と第二發掘地區は甲渠候官の遺址であるが第三と第四發掘地區は居延都尉府の遺址だと推測した⁽²⁾のに對し、拙稿でこれを批判し、破城子の第三、第四地區も甲渠候官の遺址で、破城子には居延都尉府は設けられていなかったことを反論した⁽³⁾。ところが今回の中國の發掘で、ベリイマン氏の第三、第四發掘地區にあたる場内の第二二號房屋(文書收藏庫と考えられている)で「建武三年十二月候粟君所責寇恩事」と記された楮一枚のほか總數三五枚からなる冊書が發見された。内容は甲渠候(甲渠候官の長)の粟君は民の寇恩が負債を返済しない旨を訴えたが、取調べの結果では、粟君の

誣告であるかが判明し、かえって粟君は「政不直者法」をもって罪を問われることになった一連の文書である。先ず第一簡から第二〇簡までは、建武三年十二月三日における居延縣都郷畜夫宮が寇恩を訊問した際の口述記録であり、第二一簡から第二八簡までは同月十六日に宮が寇恩を再度訊問した際の口述記録がつづき、第二九簡には「●右爰書（以上は口述記録）」と記した一簡があつて口述記録をしめくくる。そして以下第三〇簡から第三三簡までは取調べに當つた都郷畜夫宮から居延縣に對する同月十九日付の報告書であり、ついで最後の第三四、第三五簡は右の都郷畜夫の報告をうけて居延縣令と丞の連名で、同月二十七日付で甲渠侯官に對して通達した文書である。すなわち

34 十二月己卯居延令 守丞勝移甲渠侯官候□責男子寇恩□郷

□辭爰書自證寫移書到□□□□辭爰書自證

35 須以政不直者法亟報如律令 掾黨守令史賞

この「候粟君所責寇恩事」なる冊書は當時の裁判の具體的な手續を知る上で貴重な資料であるが、同時に甲渠侯官の所在地を確かめる上でも重要である。すなわち第三四、第三五簡で明らかのように、この冊書は居延縣から甲渠侯官に送られてきたものであり、しかもそれが破城子の塙内（ベリイマン氏の第三、第四發掘地區）の文書收藏庫と考えられる場所から發見されたことは、この地が甲渠侯官の遺址であつたことを證明するものである。⁴破城子の遺址の規模とともに、この地が甲渠侯官の遺址であつたことが確定できたことは、

今回の中國の發掘の一つの大きな收穫であつたといえるであらう。

これら新發見の居延漢簡については、いずれ將來圖版冊の公刊をまつて考察することにし、本稿では先の破城子出土簡につづいて地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣の四地域出土の舊居延漢簡について主として帳簿類の集成を試みることにする。

なお木簡の集成に當つては、先に破城子出土簡で試みた分類に従つて整理し、破城子にみられないタイプの木簡は關係の項の後に適宜に項目を加えて整理した。念のために破城子で試みた分類を示せば、およそ次のとおりである。

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

a 官職名、本籍地、爵、姓名、年令の記載のあるもの

b 官職名と姓名だけのもの

c 隊長の名簿

d 隊卒の名簿

e 吏卒の總數を記したもの

f 勤務場所に居る（見）か居ない（不在）かを記したもの

ロ 「病卒名籍」

II 縫隙勤務

イ 「作簿」

a 同一部署における戍卒全員の同一日の作業記録

b 戍卒個人の毎日の作業記録

ロ 「日迹簿」

- a 際單位の一月の日迹の記録
- b 吏個人の一月の日迹の記録

ハ 「郵書」

- a 南書（南行文書）の遞傳の記録
- b 北書（北行文書）の遞傳の記録

ニ 「擧書」

III 器 物

イ 「守御器簿」

- a （候官など當該官における）備品支給の記録
- b （候官など當該官における）備品支給表
- c （候官など當該官における）備品支給の總計ならびに在庫數を記したものの
- d 各候際の際の備品ならびにその破損狀況を記したものの
- e 一種類の器物についての破損狀況を記したものの
- f 單に器物名と數量を記したものの
- g 備品の整備狀況を査閲した記録

IV 見錢出納

イ 「錢出入簿」

- a 入錢、受錢の記録
- b 出錢して物品を購入した記録
- c 一箇中に支拂った金額と購入物品をまとめて記したものの
- d 物品名と數量および値段を記したものの
- e 際長および成卒の見錢受取りかと考えられる
- f 見錢の總額および餘錢の總額を記したものの
- g 「錢出入簿」の斷簡

ロ 「吏受奉名籍」

- a 個人別に官職名と姓名と一月の俸錢の金額を記したものの
- b 俸錢を支給した記録
- c 俸錢の受取り
- d 未拂の俸錢を後日支給した記録
- e 未拂の俸錢の受取り
- f 俸錢の總額および餘錢を記したものの

V 食 糧

イ 「穀出入簿」

- a 成卒個人の衣服の内譯を記したものの
 - b 成卒個人の衣服の受領を記したものの
 - c 成卒個人の所持する兵器などの内譯を記したものの
 - d 病死した成卒の所持品を記したものの
- a 入穀、受穀の記録
 - b 出穀の記録
 - c 穀物の餘りを記したものの
 - d 「穀出入簿」の斷簡

ロ 「吏卒稟名籍」

a 食糧の配給を受ける者の名簿で、候單位にまとめられたもの

b 食糧の配給を受ける者の名簿で、隊單位および個人のもの

c 食糧を受取った記録で、部署單位でまとめられたもの

d 個人別の食糧の受取り

ハ 「卒家屬稟名籍」

a 戍卒の家族構成員についてそれぞれの用穀量を記し、下段に「・凡用穀」として總量を記したもの

b 戍卒の家族構成員それぞれの用穀量を缺き、下段に「見署用穀」として總量を記したもの

ニ 食糧關係その他

a 食鹽の支給を記したもの

b その他の食糧關係の斷簡

VI その他

イ 文書發信の記録（發信日簿）

ロ 文書受信の記録（受信日簿）

ハ 候官へ出頭の記録（詣官簿）

a 出頭の月日と時刻をつづけて記したもの

b 出頭の月日と時刻を特に下段に記したもの

ニ 秋射の個人別の成績記録（秋射賜勞名籍、秋射奪勞名籍）

ホ 敘任、昇任の記録（除書）

a 「年月日に除せらる」とあるもの

b 「某に代る」とあるもの

へ 債務者個人について債權者の姓名、品物、數量、金額を記したもの（貫買名籍、負債名籍）

ト 吏卒の家族構成や財産を記したもの

チ 牛馬關係のもの

a 馬籍すなわち馬の登録簿

b 馬錢を記したもの

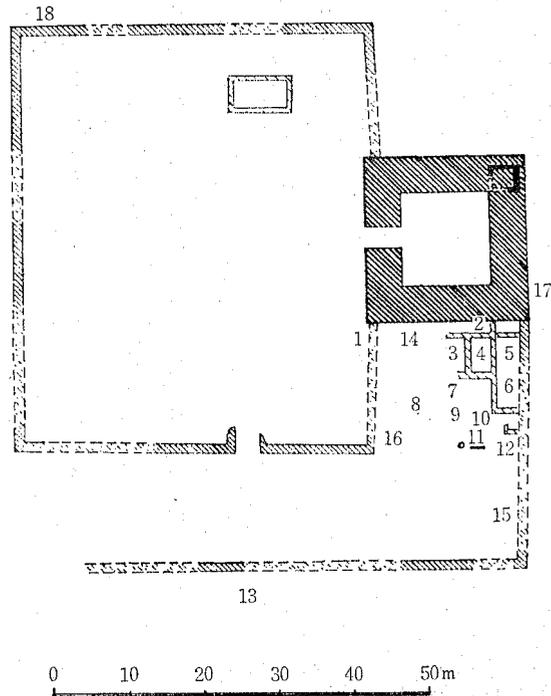
c 牛馬の食糧としての麥その他の出納を記したもの

リ その他不明のもの

以上である。

一 地灣（ウラン・ドルベルジン）出土簡

地灣は今回再調査された金關の南數キロメートルのところにあり、かつて西北科學考古團の調査ではA33の番號があたりえられたところである。一八の發掘地區のうち、木簡の大部分は、第四、第二、第三發掘地區に集中し、全體としておよそ二〇〇〇枚の木簡が發見された（挿圖1を参照）。その中に多數の「肩水候官」と記された封檢（文書の封筒）が含まれているところから、この地は肩水候官の遺址だと推定されている。⁽⁵⁾



挿圖1 地灣 (A33) 遺址平面圖 (ソマーstromによる)
1~18は發掘地區

ところで一九五九年に出版された『居延漢簡甲編』によると、居延漢簡の上番號(出土地番號)のうち七、一〇、一四、二〇、二九、三二、四三、五〇、五四、六九、九七、一一六、一二七、一二八、一九、一二二、一二六、一三一、一四一、一八三、二二三、二二二、二五〇、二六八、二八四、二八八、三三四、三三六、三三七、三四〇、三四六、三八七、四〇三、四三三、五六〇、五六二、五六四の計37の上番號をもつものを地灣出土簡としている。しかし陳夢家氏の「漢簡考述」(考古學報一九六三一一)によると、この地灣出土簡の中には金關出土簡が混入しているというのであり、しかもそれが地灣でどれが金關かは、今日までなお明らかにされていない。したがって地灣出土簡については改めて上番號を検討しなす必要がある。そこで地灣簡の上番號を検出する當面の方法としては、(1)陳夢家氏の「漢簡考述」の中で明確に地灣出土として引用しているもの、(2)ソマーstrom氏の報告書⁽⁶⁾の中で地灣出土とするもの、(3)として(1)および(2)のグループの木簡と綴合する他の木簡、のそれぞれについて上番號を検出することである。その結果

(1)では五、七、一〇、一一、一三、一四、二〇、

二九、三一、三六、四一、五三、五四、七四、九七、一〇九、
 一一六、一二六、一三一、一七九、一八三、一九九、二〇七、
 二一三、二二一、二二八、二三六、二三七、二三九、二四二、
 二五〇、二五三、二五五、二六三、二七四、二八〇、二八四、
 二九九、三二四、三三二、三三六、三三七、三三九、三四六、
 三五〇、四〇三、四〇七、四三三、五三六、五三九、五五八、
 五六二

(2)では六九、一〇〇、一二五、一三四、一三八、一六四、一六五、

*一八三、一九七、一九九、二〇〇、二〇五、二〇七、二五二、

*二六三、三三二、三三九、三三三、三三七、三四三、三五三

(*印は(1)と重複)

(3)では八〇、一二四、一四六、二二六、二六八、三〇〇、三〇六、

三三五、三四一、三四九、三八七、五六四、五六五

の上番號を検出することができた。もちろんこのほかにも地灣出土
 簡はあるはずであり、またこの中に地灣以外のものがあるいは含ま
 れているかもしれないが、いちおう(1)(2)(3)に示した上番號をもつ木
 簡を地灣出土簡として集成することにする。

(一) 帳簿表題類

A 表紙

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名簿」

1 元康元年九月吏卒名籍

□ 二六・二 圖三 甲七七

III 器物

イ 「守御器簿」

1 肩水候官元康四年十月守御器簿

□ 二六・二 圖三 甲七三

IV 見錢出納

イ 「錢出入簿」

1 肩水候官元康二年七月糞賣貲錢出

□ 二五・三 圖六 甲三九

V 食糧

ロ 「吏卒稟名籍」

B 表紙以外のもの

a 榻

1 肩水候官元康四年十二月四時雜簿 五・一 圖三 甲元

2 ○元康三年十月盡四年 九戌卒簿 五・四 圖三 甲四

3 肩水候……間置際卒作簿 三・四 圖三 甲三〇

4 地節四年三月 卒兵舉 (裏面同) 二六・六 圖五 甲七〇A B

5' 元康三年十月盡四年 九月吏已得奉一歲集 一三六・三 圖五 甲七〇A B

6 本始二年以來盡地節二年吏除 (裏面同) 二五・二 圖六、六 甲二三六

7 元康元年盡二年 告劾副名籍 (裏面) 三五・三 圖六、空 甲三三三A B

8 陽朔元年六月吏民出入籍 (裏面同) 三・三 圖六、空

a' 檢

1 肩水候官 際長狀 病書 二七四・三 圖五七

2 肩水候官 迹候簿 二八〇・五 圖五七

3 候官 迹候簿 第六 三六・六 圖三 甲三三

1 ●肩水候官元康元年五月鄣卒稟名籍 二九・二 圖四 甲六三

2 肩水候官地節三年十月以來盡四年十(七七?)月吏卒稟食名 三・一 圖九 甲二九

3 中部地節五年四月稟名籍 二五・三 圖六 甲二三

4 稟名籍 二五・三 圖七 甲六九

5 食麥簿 三三・七 A 圖四三

VI その他

1 ●肩水候官本始二年七月 九七・二 圖九 甲五五

2 ●肩水候官本始二年八月 四〇七・三 圖五五

3 ●肩水候官建昭三年正月 三・二七 圖四 甲三三

4 ●肩水候官甘露三年十月盡四年九月 二五〇・二 圖七 甲二三三

5 ●南部地節四年七月盡九月 三三・九 圖六 甲二三三

6 ●建始二年八月右前候長候史 三九・二 圖四 甲七三

7 ●右前候史小完部元康 二八・七 圖六

8 ●元康二年二月北部候 二五・二 圖六 甲二三六

9 元康二年三月乘胡際長張常年亭卒不貫買名籍 二五・二 圖六 甲二三六

五四・二五 圖四

10 ●劾狀 一八三・五 圖六 甲〇三四

11 責券簿 二五・三 圖三

- 4 建昭二年吏奉賦名籍 三六・一 圖四三 甲二六四A
- 5 肩水候官 粟名籍 穀簿 五・一六 圖三
- 6 ●肩水候官地節四年計餘兵穀財物簿餘母餘麥 一四・一

圖四三、四五

b 「●右」類

- 1 ●右樂昌際卒二人 三九・一八 圖四 甲一七五五
- 2 ●右□卒二三人 三三・一〇 圖八
- 3 ●右第一車十人 元・九 圖六〇
- 4 ●右比二千石百一十一人 三・三〇 圖六 甲三〇
- 5 ●右安樂際 二七・一七 圖四 甲六九
- 6 ●右安竟際 三三・三 圖六 甲一三三
- 7 ●右戍卒張固辭 一四・一七 圖五
- 8 ●右二月吏三人 三〇・三 圖五〇
- 9 ●右甘露元年 一四・二 圖五
- 10 ●右視事書 三六・二 圖三 甲一七三
- 11 ●右授補令史除視事 三六・五 圖六 甲一三九
- 12 ●右少除□ 一三・七 圖三 甲七三
- 13 ●右舉 三三・八 圖六 甲三六
- 14 ●右居延三事 一〇・一五 圖三 甲七四
- 15 ●右齋□ 三九・五 圖五
- 16 ●右二□直□ 一三・六 圖四〇

- 17 ●右□ 三六・一 圖五七

c 「●凡」類

- 1 ●凡積作爲人二百卅五人 二六・三 圖六 甲一五五
- 2 □凡出錢百卅七萬三千 一四・三 圖五
- 3 ●凡吏八十一人 用穀百七十石 三六・一五 圖七 甲八〇七
- 4 ●凡吏卒□ 一三・七 圖三
- 5 ●取凡吏卒廿人用穀卅石 三三・六 圖五 甲一七三
- 6 ●取凡三百廿四 三二・一八 圖五八

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

- 1 第六際長氏池長樂里徐更申 二五・四 圖六 甲一三〇
- 2 肩水候官乘山際長公乘 三九・八 圖九
- 3 廣谷際長饒得宋賞 三六・三 圖四
- 4 辟非際長饒得張猛 三二・一六 圖二 甲一七五
- 5 氏池騎士富昌里司兆子 三六・二 圖一 甲三六七

- 6 氏池騎士富昌里鄭巳 三〇一・三 圖六 甲三三
- 7 氏池騎士安漢里解它 三〇四・四 圖三
- 8 氏池騎士武定里杜延年 三〇三・三 圖六 甲三三
- 9 氏池騎士三樂里宋慶 一〇六・三六〇七・五 圖九 甲三三
- 10 氏池騎士 里 二〇三・三 圖三 甲三三
- 11 氏池騎士宜昌里趙 三〇五・九 圖一四 甲三三
- 12 獬得騎士武安里王賞 三〇三・三 圖六 甲三六
- 13 獬得騎士敬老里張德 三〇四・九 圖四 甲三九
- 14 獬得騎士敬老里成功彭祖 屬左部司馬宜後曲千人尊 三〇四・六 圖四一 甲三九
- 15 獬得騎士池第 二〇六・九 圖四九
- 16 昭武騎士宜義里高明 三〇四・三 圖四 甲三六
- 17 昭武騎士宜衆里孫偃 三〇七・一四 圖四 甲三九
- 18 顯美騎士並廷里輔憲十四 三〇三・三〇五・二四 圖八
- 19 戊卒趙國邯鄲縣蒲里董平 三〇六・一 圖八
- 20 戊卒趙國邯鄲輪里公乘 三〇六・五 圖八 甲一七
- 21 戊卒東郡畔東成里公乘 一〇一・三 圖五
- 22 戊卒東郡清 三〇六・五 圖五七
- 23 戊卒濟陶 [陰] 郡 三〇六・一七 圖七
- 24 戊卒濟陰郡 二〇三・三 圖六
- 25 戊卒淮陰郡 三〇九・六 圖四〇
- 26 戊卒淮陽郡 三〇九・二 圖六 甲七七
- 27 戊卒東 三〇四・三 圖五三
- 28 入戊卒汝南郡西華邑南安里 三〇六・四 圖四九
- 29 戊卒庸昭武安漢 一〇六・三 圖九 甲七三
- 30 道隄戊卒淮陽 三〇六・五 圖五〇
- 31 田卒 國庚耳里張殿 三〇五・五 圖五六
- 32 施刑士左馮翊帶羽掖落里上 三〇七・八 圖八 甲一七
- 33 獬得武安里黃壽年六十五 三〇四・三 圖七
- 34 獬得加德里李憲 三〇四・三 圖四 甲三九
- 35 獬得定安里王飭 三〇四・一六 圖四一 甲三七
- 36 獬得都里徐戎年卅六 三〇六・三 圖四一 甲三三
- 37 固始梁里何捐 三〇三・六 圖六 甲二六
- 38 桓里高星 三〇六・一八 圖五七
- 39 第 年十八 三〇七・三 圖三三
- 40 定陶候里 三〇九・七 圖五七
- 41 戊卒鉅鹿郡廣阿里蠻里呂孺 本始五年正月…… 二〇六・元
- 42 昌邑東那 中里宋當時二百一十七 圖三 二〇九・九二九・三
- 1 肩水候官令史安 三〇六・三 圖六 甲三四
- 2 收隄隄長孫玄 三〇三・三 圖四七

b

- 3 奉 際長田立 一三・一六 圖五 甲三九
- 4 際長朱 一三・元 圖四三
- 5 執胡際卒朱未央 三六・一九 圖四
- 6 始安卒彭立 一四・四 圖五
- 7 茲際戍卒李縉 三三・二 圖五五
- 8 臨渠際卒張 三六・二 圖五三

- 1 戍卒二人 三九・三 圖四一 甲一七六
- 凡吏卒三人

- 1 水門際長饒得市陽里王常賢 今重在肩水 三三・三

- 2 置佐奈威 寧 三・四 圖六 甲六二

- 1 年廿八 庸同縣千乘里公士高祁年卅一 七・一四 圖五
- 2 里杜買得年廿三庸北里吉 三三・三 圖三 甲二四五

a の5~18は騎士の名籍である。漢代、義務として兵役に服するばあいに、土地の事情により材官(歩兵)、騎士(騎兵)、樓船(水兵)などの軍隊に編入させられた。宋の錢文子の『補漢兵志』によると、おおむね金城、天水、隴西、安定、北地、河東、上黨、上郡

など山西省、陝西省、甘肅省などの北方、西北方の諸郡の出身者が多く騎士となるといふ。騎士に關係のある木簡は地灣出土のほかは大灣出土簡の中にもみられるが、その出身地をみるとほとんど張掖郡にかざられており、錢氏の説を裏づけている。また a の32の施刑は同じく『補漢兵志』にみえる弛刑で、内地における實刑を免除される代りに兵役に服するものである。ローウェ氏は先の騎士の名籍をUD3として分類し、兵士に對する物資や裝備などを支給するためのふだであるとしている。「吏卒名籍」のうち a、bに分類した中には、たとえばⅢロの「戍卒被(兵)簿」その他の簿録のものが含まれているかもしれない。

gは雇傭者の名籍である。大灣出土簡の中にも見える。

II 燧 燧 勤務

イ 「作 簿」

- 1 …… 一人治殿 三・二B 圖三
- 2 其十七人養 創工 甲三六B

ロ 「日迹簿」

- 1 a 出入迹 函・三 圖四三

ハ「郵書」

- 1 b 檄二封其一張 二七・四 圖五五
 書一封張掖太
- 2 書一封張掖太守章詣 二九・一七 圖四一七

ニ「舉書」

- 1 樂昌縣長己戌申日西中時受並山際塙上表再通夜人定時荳火三通
 己酉日西 三三・五 圖五五 甲一七五
- 2 臨莫際長留人戊申日西中時受 虜際塙上表再通 塙上荳火三通
 二六・四〇 三六・四 圖三三 甲七九
- 3 塙上旁蓬一通同時付並山丙申日入時 三九・二 圖六 甲一七〇
- 4 午日下舖時受居延蓬一通夜食時塙上荳火一通居延荳火
 三三・三 圖二五 甲一六五
- 5 到北界舉塙上旁蓬一通夜塙上 三三・二 圖六 甲一七六
- 6 旁蓬一通夜食時 三九・四 圖六 甲一七七
- 7 檄塙上旁蓬一通 三九・七 圖六 甲一七三
- 8 火一通人定時受塙上荳火一通 三九・元 二五・三 圖六 甲一七一

- 9 本始二年五月戊子日入時 三六・四 圖三三 甲一三五
ニは、ローウニ氏の分類ではUD7にまとめられている。

III 器 物

イ「守御器簿」

- 1 a 糸絃四 元鳳三年四月辛卯朔甲辰肩水塞尉將來受
 弩一六石 絃一 三六・九 圖三四 甲一七〇

a'

- 1 入囊矢百 四三・一四 圖四
- 2 入幅十一 長絃五 凡十一 三五・元 圖六
- 3 弓一矢十二 一 有傳 四三・三 圖三二

c

- 1 二月餘陷堅莫矢銅鏃四百六十七 毋出 一九・三 圖一六
甲一三七
- 2 今餘陷堅莫矢二千四百 七三・一四 圖一
- 3 毋出入 一三・一 圖五七
- 4 毋出入 七・三 圖四五

d

- 1 夷胡除七石具弩
傷二無一深二蠹一頭
可繕今力三石卅六斤
六兩元康三
乙卯除
三三・一 圖四 甲一七六
 - 2 延三札不事用 弩帽
蘭負索一幣
一緣幣 長辟一長不具弩
三六・三 圖七
 - 3 粟矢二百一 三石具弩三
三石承弩一
三三・三 圖元 甲二六三
 - 4 二羽幣 三三・三 圖元
羽服廣
 - 5 繩不事用已 毋弩弭衣
三三・二 圖一 甲七五〇
 - 6 革鞬替四一 有第一一完 三三・八 圖元 甲二八三
 - 7 矢二完 一完 七・四 圖五五五
- e
- 1 第六隄六石具弩一 三三・三 圖五五
 - 2 官第一六石具弩一今力四石卅三斤射百八十五步完 三三・二 圖三
 - 3 官六石第一弩今力四石卅斤傷兩游可繕治 三三・二 圖三
甲六六
 - 4 陷堅重矢二百完 一〇・五 圖三 甲六六
 - 5 曲旃紺胡各一完 三三・一六 圖六 甲三七三
 - 6 鞬替十二條毋組・十一空毋韋絞・毋緯毋四縹 一四・三

圖元 甲一七

- 7 六石弩一傷洞中一 三三・一 圖五
- 8 六石弩一約起可用 三三・三 圖六 甲四三
- 9 革甲廿完 一四・三 圖六 甲三六
- 10 陷堅重矢百完 一三・一〇 圖元 甲一三三
- 11 具弩一完 三三・九 圖三 甲一七五
- 12 傷二洞破弭 五・六 圖三 甲六
- 13 粟矢五十其十六不 三三・一五 圖五
- 14 守候史病三石弩一完 三三・二 圖五

f

- 1 具弩二矢六十支 三三・三 圖一六 甲一五七
- 2 六石具弩二 三三・四 圖一六 甲一六
- 3 革甲十五 一八・四 圖一六 甲一〇三
- 4 緹紺胡二 一〇・九 圖三 甲八
- 5 遂比一具 三三・三 圖元 甲三三
- 6 服四 七・六 圖三 甲七
- 7 石大黃具弩十四 三三・二 圖八
- 8 匹弓一矢五十 三三・三 圖八
- 9 堆戶扁一 一四・三 圖一

a'は候官に納入された備品の簿録と考えられる。なおdの中にはIII cの斷簡が混じっているかもしれない。

口「戊卒被（兵）簿」ほか

a

1 執胡際戊卒長壽里張敬 衣一綺一履絲 四・二六 圖三六

甲三〇四

2 三官裘一綺一闔 一裘・三 圖五一

3 綺二 三九・七 圖五五九

4 一領 三九・二四 圖四二七

5 綺裏直百 三三・三三 圖五五
安世官綺 三三・三三 圖五五 甲二三九

6 襲八千四百領 右六月甲辰遣同 四・二七 圖三三
綺八千四百領 常緯萬六千八百

甲二九四

b

1 布復袍一領 十月辛酉自取 其二自取
練復袍一領 十月辛酉自取 其一自取
犬練二兩 其十月辛酉取
裘履二兩 望虜
三三・一九 圖五六〇

2 取 履一兩 三六・元 圖五七七
布練一兩

c

1 戊卒東郡東阿北平里拜薪異衆 乙 三石承弩一 五三・一六
斬干一

圖八 甲三七〇

2 戊卒淮陽郡陳 上里 六石具弩一 七・二四
藥矢五十

圖三 甲五

3 辟北亭卒東郡博平 里皇隨來 有方一 斬干各一
三石承弩一 革甲鞮各一
一四・二 圖三 甲一三

4 第廿五車父平陵里平益川 官具弩十 紺胡一 弩帽九 承弦十四
承弩二 有方三 中發 蘭十 私劍八
藥矢三百五十 斬干 蘭皮十
藥矢五十 斬幡 服七

一〇・三七 圖七 甲九四

5 藥矢銅錄 二九・一〇 圖六四
藥矢千二百

6 有方一 一四・八 圖五九
輶車一乘用馬

7 三三・三三 圖元 甲一七六
承弦二 藥矢百五十

8 蘭一 服一 三三・一 圖三〇
甲三三

9 各一 鞮各一 三三・三 圖二四

10 承弦六 革甲鞮 三三・七 圖三七 甲一七〇B
承弦三

11 藥矢二百 三九・二三 圖五〇

12 石具弩一 蘭一 三四・三 圖五八

13 藥矢百 弩帽四 三九・二〇 圖六 甲一七〇
弩服各一

14 三石承弩一子 三九・穴 圖五〇

15 京長弦一 二三・五 圖二六 甲二七

16 黃矢百五十 一三・五 圖四三

17 官弩 三三・五 圖四二

18 京兆尹長安棘里任 方弩一矢廿四劍一 牛車二兩挾持庫丞印
封辟 二六・四 圖八 甲二五〇

19 京兆尹長安南里張延年 劍一 二八・八 圖二八 甲二五〇

20 楊橫 劍一刀一 三六・六 圖三三 甲二五三

21 馬一匹弓一矢五十劍一 四七・三 圖四

22 持有方一劍一 乙 七・五 圖六 甲二〇

23 弩一矢廿 輜車一乘馬二匹 三・六 圖五 甲二六

24 輜車一乘馬 三三・五 圖五

25 馬鞍一具 三五〇・元 圖三 甲二七〇

26 大奴未央 牛車 二五・三 圖五五

27 牛車一兩 三六・三 A 圖六 甲二六九 A

c 18 および 18 以下の中のあるものは關門出入の際の記録かもしれない、IV のルに入れるべきものがあるかもしれない。なお c の中には III d の斷簡が混じっているかもしれない。

イ 「錢出入簿」

1 入秋賦錢千二百 元鳳三年九月乙卯 三〇・五 圖一八

2 入錢九百五十一 五月 受尉史徐 二六・九 圖一七

3 入五月司御錢千五百 其六十四 三九・九 圖一四

4 入還到錢千一百一十四 以給 三三・三 圖一七

5 入錢二百 月辛酉 八・二 圖一八

6 入錢百六十 二七・二 圖一五

7 入賣 錢百八十 一四・五 圖一六

1 出錢三千 七月丁巳令史臨付士 三〇・二 圖一三

2 出錢六百 其六百壬寅付侯長宜 八月己丑……候長王 一四・三 圖一八

3 出錢二千 十 三〇・六 圖一七

4 出錢千二百 付 三〇・四 圖一四

5 出錢千二百 土 三三・〇 圖一六

IV 見錢出納

g

- 1 二百廿八
 - 萬二千三百四
 - 萬二千三百四
 - 直萬二千三百四
 - 直二萬四千二百
- 河平五年正辛亥屬閔立等五家共爲廣地候官
不寧者□□共爲異己之立等五家使庫

- 2 李子表六百P
 - 私詣六百P
- 宋長伯六百P
六百P

- 2' 山孝君百
 - 張二百六十P
 - 君四百
- (裏面) 二齒・九 圖四、壹 甲一五七A B

- 3 □□□□
 -
 - 共得千七百四
- 一七・四 圖五五

- 4 二千□□
 - 綵一兩
 - 校餘錢八百其三三百小錢
- 齒・八 圖九 甲五三

- 5 錢二千□□
 - 月……□左取
- 三六・三 圖七

- 6 錢三百
 - 三三・五 圖六一
- bの30にみえる就直、および31にみえる就錢は、雇備した際の賃金である。

口 「吏受奉名籍」

a

- 1 當谷際長卜疆六百
- 二五・五 圖四 甲一三五五
- 2 齋夫宋湯九百
- 四七・六 圖四 甲一八元

b

- 1 出賦錢六百
 - 以給萬世際長孫奴三月奉
 - 元
 - 出賦錢六百
 - 以給廣谷際長安世元康三年三月奉
- 四三・元 圖八
四三・四 圖八 甲一八三六

- 2 出錢二千四百
 - 給當井際長
 - 出錢六百
 - 給始安際長成
- 三三〇・七 圖三〇・二四 圖三〇
三三・一五 圖四二 甲七七

- 3 出錢六百
 - 給關佐邦
 - 出錢二百
 - 給塞
- 二六・二四 圖四〇 甲六五七
三〇〇・九 圖五四

- 4 給士吏際長十一人七月奉錢
- 七五・一五 圖一

c

- 1 始安際長臨國 受奉
- 三三九・一六 圖六〇

- 2 親十一月奉 金城際長魯猛取P
- 三三九・三 圖九

- 3 金城際長魯猛取P
 - 四月甲子卒馬國取乙
- 一四六・四 圖九一 甲八三
一〇・二四 圖三三 甲九

- 4 正月壬戌候史陳承苞自取
 - 二月壬子
- 二六四・三六 圖三〇 甲一五元
三三・三〇 圖五四七

d

- 1 已賦畢
- 三三三・四 圖五〇

e

1 肩水破胡際長饒得成漢里朱千秋
地節二年七月乙酉除
未得地節
已得錢
凡得
□□□
三七・四 圖七

2 書佐郭外人
元鳳二年十月庚申除
□
一六・一六 圖四八

3 里那種已
月壬戌除
已積□□
已得都內□
凡并直千
三九・一五 圖元

4 未得三年四
已得賦錢千二百
四七・二 圖四
東望際長卜益壽已得
二八・六 圖四 甲六九五

f

1 居攝元年七月・凡奉三千九百八十
□□□九百八十
三六・三〇二・三・四 圖九

甲三六

2
元始五年九月吏奉賦錢百□
未得五年十二月以來□
元始五年十二月丙戌令史武
二八・一六 圖六
甲一五〇三

3 元年九月積十二月奉用錢七千二百
五五・三 圖四 甲三五五

4 月盡五月積二月奉用錢千二
四三・九 圖八

5 十月盡十二月奉 卅
五五・三 圖四一 甲三六六

6 元始五年九月吏奉賦錢不到
未得五年十一月廿六日以來奉
訖二年
已受
三・一九 圖六
甲三七六

7 奉錢二百
五五・八 圖三 甲四七七

8 年五月奉
三六・二 圖五七

9 神爵三年閏月丙申
閏月積四月奉
三三・六 圖四 甲六六三

V 食 糧

イ 「穀出入簿」

a

1 入粟二石五斗
三五〇・四 圖五〇

2 入□□□十四石
□□□□六石
三六・一八二・三六・五 圖六 甲一四三〇

3 饒得常樂里王禹 ●尉將 車二兩麥五十
三三・五 圖三五

b

1 出麥一石九斗三升少 以食岸充際卒田事世九月食
圖三 甲六五 一〇・三

2 出麥二石 以食夷胡卒徐德十一月□□□□□□□□
圖元 甲二六 一三・三

3 出麥二石 以粟水門卒王縲五月食
圖三 二五・二〇二・二四・二四

4 出麥一石九斗三升少 以食始安際□□□十月食
圖四 甲一〇三六 一八・九

5 出麥二石 以食當井際卒□□
圖三 甲一七三 三三・一七

6 出麥二石 以粟水門卒田安年八月
圖四 甲一三三 三三・一五

- 7 出麥八石 稟如意際卒□充等四人四月食 一〇・三六 圖五九
甲金
- 8 出麥二石 以□ 二六・二四 圖四〇一
- 9 出麥五升 稟夷胡際長王勤五日食□□□□ 三三・三三 圖六三
甲三六
- 10 □麥二石 以食安樂際成卒陳廣五月食 □ 三三・二四
圖五 甲一七三
- 11 出橫麥二石六斗 以稟乘胡際卒□□ 三三・六六 圖五二
- 12 出橫麥二石六斗 □出 以稟□ 三六・三三 圖七
- 13 出米三斗六升 二月三日食輔平司馬 □□子四人再食用入
正月四時 三三・二A 圖六一 甲三五四 A
- 14 出粟□□ 稟□□□□ 七三・三三 圖四三
- 15 出麥二斗七升 □ 三三・二 圖五六五
- 16 出麥一石八斗 □ 五五・一八 圖四四三
- 17 出麥一石二斗八月丙申 □ 二五・一八B 圖三七 甲三九B
- 18 出麥二石 □ 一六・一七 圖四〇一
- 19 出麥二石 □ 一六・三三 圖四〇一
- 20 出麥一石九斗□□ 三九・一〇五 圖五五〇
- 21 出麥二石 □ 三九・二〇 圖五五九
- 22 出麥二石 □ 一八・二 圖九四 甲六三
- 23 出麥二石 □ 三九・六 圖五五九
- 24 出麥二石 □ 五五・一四 圖五五六
- 25 出麥二石八斗六升大 □ 三三・三〇 圖五八
- 26 出橫麥二石□□ 一四六・三五 圖五八
- 27 出粟六升 □ 七・二五 圖三三 甲六
- 28 出粟二石 □ 三五〇・五 圖五九九
- 29 出粟三石六斗□ 一〇〇・三〇 圖四〇 甲一七七
- 30 出粟一石九斗□□□□ 二五・二二 圖五六〇
- 31 出穀□□□□三升少 □ 一四・六四 圖五六六
- 32 出穀七□ 一三・三三A 圖五〇一
- 33 出米二斗四□ 一四・八三 圖五七七
- 34 出白米八升 □ 三三・四 圖五 甲一七七
- 35 □黃米一石以付從君舍□ 二六・三三 圖四九
- 36 □少 粟臨□ 二五・一九 圖五六〇
- 37 □ 以食安竟際卒郭不信五月食 卒楊甲取 二四・三二
- 38 □ 以食並山際卒北宮□二月食 □ 三六・五 圖四三
甲一七九
- 39 □ 以食窮寇際卒黃毋傷閏月食 □ 三三・二四 圖三三 甲一七〇
- 40 □ 以食成卒射安國等□ 七・七 圖三三 甲六四
- 41 □ 以食胡池際卒夏□ 三三・一〇 圖八
- 42 □ 以食窮寇際卒王廣十一月食 □ 三三・七 圖三三 甲一四六
- 43 □ 以食□卒宋充七月食 □ 三九・六 圖三三
- 44 □ 食第十一卒叔毋畏等八人十月食 四・九 圖六 甲二九六

- 45 食北山際卒 三六・三 圖五〇
- 46 石 以粟 竟際戌卒關遂四月食 二五・三 圖七
- 47 以粟夷胡際卒田充 二六・五 圖四〇
- 48 以粟夷胡際卒 一四・三 圖三六
- 49 以粟望城際卒 二五・二 圖三一 甲三五
- 50 粟驪喜際長丹 十二月食 二五・三 圖六 甲三六六
- 51 粟疆漢際長朱雲四月食 二五・三 圖六 甲三三三
- 52 粟施刑 二七・三 圖三 甲二七
- 53 粟際長孫良十月 二七・二 圖八 甲二七
- 54 給候史隗仁四月盡 四七・三 圖四 甲八五
- 55 賢等二人八月食 二九・三 圖五七
- 56 鄆卒朱望三月食 三六・二 圖七 甲四六
- 57 執適際卒駒充五月食 三五・一五 圖六 甲三一
- 58 卒田口巳五月食 二六・三 圖四六
- 59 毋害五月食 二七・三 圖四六 甲七一
- 60 卒王良六月食 三五・五 圖三五 甲一九〇
- 61 人正月食 三九・三 圖四七
- 62 人十二月食 三八・元 圖五五
- 63 五月食 五・七 圖六 甲四〇
- 64 十二月食 一〇〇・元 A 圖五六
- 65 月食 乙 二五・九 圖五九
- 66 月食 卍 三六・一六 圖五九

- 67 月食 三五・三 圖五〇
- 68 四月十三日乙亥
 - 乙亥出麥石一斗廿六小史凡三石
 - 丁亥出麥九斗廿五
 - 戊子出麥石一斗廿四
 - 己丑出麥石一斗廿八凡十五日
 - 庚寅出麥
 - 辛卯出麥
 - 丙辰出麥石一斗廿六小史凡三石
 - 丁巳出麥石一斗廿五
 - 戊午出麥石一斗廿四
 - 己未出麥石一斗廿三
 - 庚申出麥石一斗廿二
 - 辛酉出麥石一斗廿一
 - 壬戌出麥石一斗廿
 - 癸亥出麥石一斗廿
 - 甲子出麥石一斗廿
 - 乙丑出麥石一斗廿
- 1 元年六月餘穰麥六百黍十九 一〇〇・九 圖四〇 甲五七
- 2 八月戊戌餘米 三五・三 圖五〇
- 3 凡 九石五斗 其六石三斗二升 三石一斗六升 二四・二 圖五九
- 4 大 其七石石 廿三石三斗三升大麥 三三・三 圖五二
- 5 六石少十石 三三・三 圖五二
- d
 - 1 麥三百七十六石 一〇〇・八 圖五五
 - 2 麥十三石三斗三升少 五九・六 圖四 甲三五
 - 3 百七十四 穰麥六十四石 三六・五 圖三三 圖三七

- 4 穀三十一斛二斗 100・五 圖四七
 - 5 穀二百九十…… 三六・六 圖五七
 - 6 穀二斛 一九・三〇 圖四七
 - 7 五百石 三七・六 圖五七
 - 8 三石七斗九升 七四・一 圖五七
 - 9 六斗六升大 二六・二四 圖四〇九
- b 戊卒に對する食糧の支給のうち、ローウニ氏は麥の支給を中心に集成し、UD4として収録している。

ロ 「吏卒稟名籍」

b

- 1 用穀十六石 四三・二四 圖五六
 - 2 盡五月用穀大 一四・四 圖五六
- d
- 1 累南尹安漢九月食三石三斗 五三・六 圖六 甲三三

ニ 食糧關係その他

a

- 1 出鹽三升 二六・九 圖五七

b

- 1 出豚一 三九・一〇 圖四
- 2 入狗一枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受右前部禁姦卒充輸子元受致書在子元所 五・三 圖六 甲六
- 3 入小畜雞一雞子五枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受左後部如意際長奉親卒外人輸子元受 一〇・三 圖九 甲五
- 4 羊三十頭不出 右第三車 七・三 圖六 甲七

VI その他

イ

- 1 進候史 ●二事一封 一七・八 圖三 甲一〇〇
- 2 凡 言府一事 七・三 圖二九 甲四七
- 3 買 十月癸未佐宗封 五・二 圖五
- 4 十二月 尉史同奏封 二六・三 圖五〇
- 5 史偃 封 二六・二〇 圖五七

ホ

a

- 1 襄澤際長昭武宜衆里閭樂成 本始三年九月辛酉除 一〇・三

圖七 甲九

2 水門際長屋蘭富貴里尹野 本始二年七月癸酉除 見

一四・三五 圖九 甲二〇

3 塞長程永年卅五更始二年七月甲申除 二・三

圖三 甲三〇

4 水門際長張掖下都里公乘江陵客年卅 建始三年……

六四・三 圖七

5 乘王弘年廿八 五鳳元年十二月丁酉除 就還

五四・二 圖八

6 建平二年七月癸卯除 三六・四 圖九 甲二五

7 年十一月癸未除 一四・一五 圖三六

8 年八月戊寅除 見 二六・二四 二六・三 圖三七

9 見 七・三 圖五七

10 見 三六・三〇 圖四〇

11 見 二七・三 圖五八

12 見 三六・九 圖四九

13 官大夫年廿四姓夏氏故民地節三年十一月中除爲 一〇・一〇

圖三 甲七

b

1 樂得定國里簪裏王遣年廿 今除肩水當井際長代便 一八・六

圖七 甲一〇

2 里孫賜 今肩水廣地令史代勤 二八・三 圖七

3 士吏李猛 今 三〇・六 圖六八

4 顯美傳舍斗食畜夫尊君里公乘謝橫 中功一勞二歲二月 今肩水

侯官士吏代鄭昌成 一〇・一七 圖三 甲七

5 今徒補襄澤際長代田延年 二六・六 圖四

6 徒補缺 二六・三 圖四

7 史代王甯 二七・一五 圖五 甲六

8 長代成廣漢 三九・三 圖六 甲二五

入

1 水門際卒蘇當時 負百六十九 三六・一 圖三 甲三五

2 乘胡際卒王羊子 不貫買 五四・三 圖八

3 故候史樂得市陽里軍始成貫買執胡際卒 二七・三 圖五〇

4 貫買阜練複袍一領直錢二千五百今子算 九・一 圖三

子

a

1 驛馬駢一匹 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 一〇・一八 圖九

甲八

2 羊馬一匹 一六・七 圖四九

- 1 入麥百五十束 □□ □ 二六・七 圖五八
- 2 出麥千五百束 十一月 □ 三三・一〇 || 三三・二 圖四三
- 3 出麥二百束 □ 三三・四 圖二六 甲二八〇
- 4 出麥二百束 □ 三三・三 圖二四 甲二七五
- 5 出麥十五束 □ 三三・七 圖二二 甲二七三
- 6 □ 榜糧二石 □ 三三・三 圖二八

又

- 1 肩水候官並山縣長公乘司馬成中勞二歲八月十四日能書會計治官民頗知律令武年卅二歲長七尺五寸儼得成漢里家去官六百里 三・七 圖元 甲二四
- 2 肩水候官執胡縣長公大夫累路人中勞三歲一月能書會計治官民頗知律令文年卅七歲長七尺五寸氏池宜藥里家去官六百五十里 三九・四 圖八 甲一〇四
- 3 □ 部候長公乘蓬士長富中勞二歲六月五日能書會計治官民頗知律令文年卅七長七尺六寸 □ 三六・二 圖三 甲三五九

- 1 張掖屬國司馬趙榮功一勞三歲十月廿六日 漁陽守部司馬宋宣 □ 三六・八 圖六

- 2 □ 都尉丞何望功一勞二歲一月十日北地北部都候杜且功一勞三歲 □ 三六・三 || 三六・三 圖九

- 3 □ □ 歲六月廿七日 西河北部都尉董永勞二歲五月三日 □ 四・一〇 圖四 甲三〇一

- 4 □ 十一月五日 長信少府丞王涉勞一歲九月七日 □ □ 四・三 圖九 甲三五五

- 5 □ 九日 信都相長史吳 □ 功一勞三歲六日 □ 三・七 圖九 甲三七九

- 6 □ 勞二歲八月廿日 □ □ □ 一〇・三 圖四〇 甲五七
- 7 □ 日 □ 水 □ □ 李函勞二歲五月二日 一三・一 圖九一 甲七五

- 8 □ 府丞侯霸功二勞 □ 歲六月廿八日 □ 三三・四 || 三三・五 圖五 甲一三五五

- 9 □ □ □ □ 勞三歲一月 □ 三三・二 圖六 甲三〇
- 10 □ 候官受降長縣二歲一月 □ 三三・二 圖六 甲三〇

漢代の官吏には功すなわち手がらと、勞すなわち勤務日數が計算され、この功と勞とによって昇進が行われた。又はそうした吏の功勞を記したものである。aは上から官職名、爵位、姓名と功勞の數を書き、ついで「能書會計、治官民頗知律令」とあり、その下に「武」(武吏)、「文」(文吏)の別を明記し、さらに年齢、身長、住所、候官と家との距離が記載されている。bは官職名と姓名につづけて單に功勞の數だけを記したものである。いずれも功勞を記した簿、すなわち「伐閱簿」の簿録と考えられる。ローウェ氏はaの夕

イプをUD2、bのタイプをUDIに収録している。

なおaのタイプは破城子出土簡の中にもあり、ここにそれを補っておく。

- 1 張掖居延甲渠塞有秩士吏公乘段尊中勞一歲八月廿日能書會計治
官民頗知律令文…… 五・六 圖二五七
- 2 候官寇虜餘長饗裏單玄中功五勞三月能書會計治官民頗知律令文
年卅歲長七尺五寸應令居延中官里家去官七十五里 屬居延部
九・二二 圖五〇H

ル

- 1 戊卒東郡畔戌里斬龜 坐夏四月中不審日行道到屋蘭界中與戌卒函何
傷右手指二所・地節三年八月己酉械繫
陽異言蘭以劍擊 三・六 圖三九 甲二五
- 2 戊卒東郡□里函何陽 坐蘭以劍擊傷戌卒同郡縣戌里斬龜右眼一所
地節三年八月辛卯械繫 二八・二六 圖五 甲六〇
- 3 □甲 坐君行塞弩五關□觸緩這車□ 四〇・一五 圖五
- 4 □ 坐去署飲□□ 二六・三七 圖五〇I
- 5 坐候史南行塞弩二□肩候□□……部□調少…… 三三・三三

罪狀と處罰を記したものである。1と2はセットになるものである。

ヲ

- 1 書佐忠時年廿六長七尺三寸黑色 牛一車無 第三百九十八出
三〇・三 圖一八 甲二〇五
- 2 奉明善居里公乘丘誼年六十九 居延丞付方相車一乘
用馬一匹驛牡齒七歲高六尺
閏月庚戌□□ 三・五 圖六一 甲六六
- 3 □……里上造史則年廿五長七尺二寸黑色 爲蘭少翁將軍
一四・二二 圖四四
- 4 □□□東□里上造王福年六十長七尺二寸黑色 □ 一四・二三
圖一甲二六
- 5 □都里不更司馬奉德年廿長七尺三寸黑色 □ 三六・三 圖三
甲一七四
- 6 □□□里□郎年十六長六尺三寸□□□ 五・九 圖四三
- 7 □安國年卅長七尺二寸黑色□ 一六・九 圖三 甲七〇
- 8 □侍郎年十六長六尺□ 七・二七 圖五五
- 9 □一長七尺五寸黑色 □ 四〇七・一五 圖五五
- 10 □八長七尺□ 三三六・一五 圖五〇I
- 11 □尺二寸黑色 □ 三三六・一七 圖五〇I
- 12 □二寸黑色 □ 三三・二 圖五二
- 13 □二寸黑色 □ 二六・元 圖五二七
- 14 □牛二頭 二月甲戌南入 □ 四・六 圖三 甲六六
- 15 □六尺 二月丁丑南入 □ 三六・三 圖四九

- 16 月己亥出 一六・四 圖三六
- 17 戌北畜夫歛出 二六・二 圖三〇 甲二〇
- 18 並 到酒泉庚還詣府 三六・三 圖三一 甲一七四

VII 附 録

イ

- 1 永光四年正月己酉 妻大女昭武萬歲里孫弟卿年廿一
 麩陀延壽際長孫時符 子小女王年三歲
 弟小女耳年九歲 皆黑色 二一・一 圖二〇

- 2 永光四年正月己酉 妻大女昭武萬歲里口口年卅一
 麩佗吞胡際長張彭祖符 子大男輔年十九歲
 子小男廣宗年十二歲 子小女足年九歲
 輔妻南來年十五歲 皆黑色 二一・二 圖二〇 甲三八

ヲは關門出入の際の記録で、おそらく肩水金關で記録されたものと考えられる。aの様式ものは地灣のほかに大灣出土簡の中にもみられるが、その記載様式は一般に住所の郡國縣里名、爵位、姓名、年齢、身長のほか、所持品のうちでも特に牛馬、車輛、武器などの數を記し、下段に「某月某日出」とか「某月某日入」として關門を通過した月日を記入している。年齢の下に「黑色」と記されているのは、おそらく髪か眼もしくは皮膚の色を指すものと思われる。漢民族と異民族とを區別したものであるうか。ローウェ氏はaをUD5に分類する。bは符、すなわち通行證とも考えられるが、これは通行證そのものではなく、やはり關門において特に符を所持して通過したものを確認した記録と思われる。⁽¹²⁾

- 1 元康二年正月辛未朔癸酉都鄉畜夫
 當以令取傳謁移過所縣道河
- 1' 印曰居令延印 (裏面) 三三・六二三・四 圖六、七
 甲二六AB

- 2 道鳴河里陵廣地爲家私市張掖酒泉衆口行食……
 門亭鄯河津金關毋苛止錄復使敢言之
 如律令 / 據不害令史應 四月甲戌入 三三・三 圖四

- 3 仁自言爲家私市張 二一・六 圖二〇
- 4 酒泉中持牛車二兩謹案市人苟毋獄徵事 三三・一七 圖二六
 甲二三

附録には、帳簿ではないが各出土地で特色のある様式の木簡を採録した。イは旅行者の身分證明書で榮とよばれるものである。なお榮には公用旅行者用と私用旅行者用の二種類があるが、ここにあげたものはいずれも私用旅行者用のものである。⁽¹³⁾

二 博羅松治(ボロ・ツオンチ)出土簡

A 表紙

博羅松治はカラ・ホトの東南およそ三〇キロメートルのところに

IV 見錢出納

あり、西北科學考古團の調査ではP9の番號がつけられたところ

ある。當時の發掘地區は二八か所におよんでいるが、全部で幾枚の

木簡が発見されたのか、その數は不明である。⁽¹⁴⁾ 勞翰氏らしい、この

地は居延都尉府に屬する卅井候官がおかれた場所だと推定されてい

る。⁽¹⁵⁾ ソマーstroウムの報告書および封檢によって確認される博羅

松治出土簡の上番號は、次のとおりである。

II 縫隙勤務

三五五、三五六、三五九、三六〇、三六一、三六三、三六四、三

六六、三六七、三六八、三六九、三七三、三七四、三七五、三七

六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、

三八六、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九七、三九八、三

九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇四、四〇六、四〇九、四一

四、四一六、四一七、四二二、四二二、四二三、四二五、四二六、

四二七、四三四、四三六、四四一、四四三、四四四、四四五、四

四六、四五三、四五八、四六〇、四六五、四七〇、四七一。

ただ博羅松治のばあい、著録されている木簡は極めて少ない。⁽¹⁶⁾

1 元始二年正月受吏奉名籍

四六・三 圖五九

(二) 帳簿本文類

ハ 「郵書」

1 卒放夜食界中卅九里

四六・一 圖三六

ニ 「舉書」

1 二十日晦日舉塙上一荳火一通過

三十井際

四六・六

(一) 帳簿表題類

圖三

III 器物

イ 「守御器簿」

f

- 1 糸承弦八 四六・七A 圖五
- 2 六石以下弩凡十六 四五・五 圖二六
- 3 海東凡六石十二 四五・六 圖二三

ロ 「戌卒被(兵)簿」ほか

- 1 赦充弩故力三石今力三石一 四五・四 圖二三

V 食糧

イ 「穀出入簿」

b

- 1 出粟二石 四六・六 圖五
- ハ 「卒家屬稟名籍」

- 1 母大女次二石一斗 四三・元 圖四六
- 妻大女再思

VI その他

ハ

- 1 遮要候長上官客召詣官三月己卯平旦入 四六・二 圖四三

チ

c

- 1 孫卿食馬稟計 四四・一A 圖五
- 月晦日食二斗
- 月二日食粟二斗
- 三日食二斗
- 四日二斗
- 七月廿三日食馬二斗

三 瓦因托尼(ワイン・トレイ)出土簡

瓦因托尼はカラ・ホトの北東およそ三〇キロメートルのところ
位置し、西北科學考査團の調査ではA10の番號がつけられた遺址で
ある。ここは勢榊氏らしい珍北候官がおかれていた場所ではないか
と推定されていたが、その後陳夢家氏は通澤第二亭、珍北第二際
のあった場所だと推定した。⁽¹⁷⁾ 目下のところ、この遺址がいかなる名稱

の縫隙であつたかを知る確たる證據を木簡の記事の中から見出すことはできないが、後にあげるように、この場所で通澤第二亭關係の大量の木簡が発見されていることからして、いちおう陳氏の説に従いたい。一九三〇年から三一年の時點では、二か所でおよそ三〇〇枚の木簡が発見されている。瓦因托尼出土の木簡の上番號は、次のとおりである。

一八八、一四八、二七三、二七五、二七八、三〇八、四八八、五三
四、五五五、五五七、五六三。

(一) 帳簿表題類

A 表紙

V 食糧

イ 「穀出入簿」「食簿」

- 1 通澤第二亭正月食簿 三三・七 圖四九 甲一四六
 - 2 通澤第二亭五月食簿 一四・四 圖五〇 甲一四一
 - 3 通澤第二亭七月食簿 三三・三〇 圖三九 甲一四〇
 - 4 通澤第二亭七月食簿 三六・九 圖三九 甲一六一
- 通澤第二亭の「食簿」すなわち食糧としての穀出入簿の表紙であ

る。瓦因托尼出土の木簡のうち帳簿類は、ほとんどこの第二亭關係の食簿でしめられている。なおこの食簿については、かつて森鹿三氏によって集成が試みられており、またローウェ氏はW2として一括して取扱っている。

B 表紙以外のもの

b 「●右」類

- 1 ●右五人施刑卒士 三六・九リ三六五 圖五一 甲一六元
- 2 右第二亭二月食簿 三三・四 圖三六 甲一四七
- 3 右第二亭三月食簿 三三・三 圖三九 甲一四六
- 4 右第二亭四月食簿 一四・三 圖四七 甲一六三
- 5 右第二亭六月食簿 三三・三 圖四〇
- 6 右第二亭六月食簿 一四・三 圖三五 甲一四六
- 7 右第二亭 四六・二 圖四九 甲一四三
- 8 月食簿 一四・六 圖四七
- 9 食簿 三三・三 圖三七 甲一三五

c 「●凡」類

- 1 ●凡十月出穀小石八十四石 六・四 圖三三 甲一三〇
- 2 ●凡六月出穀卅七石三 五五・三 圖三四 甲一三七
- 3 凡出穀大石九石 其一石五斗麥七石五斗麩 今六月簿母餘

六・三五 圖三五 甲五七

4 凡出穀小石十五石爲大石九石 一尺・三五 圖三五五 甲八五

5 凡出穀七石一斗四升 以食 三六・三 圖四六 甲一六三

6 ●凡出所受將騎司馬 常安與卒死 一尺・三 圖三五 甲八七

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

e

1 際長延壽 卒建 卒虜 五三・二五 圖四九 甲三六三

ロ 「病卒名籍」

1 當北際卒馮毋護 三月乙酉病心腹丸藥卅五 三三・八 圖五六

甲一四七

2 珍北督黨際史延年五月癸卯 一尺・八 圖三五 甲八三

II 縫隙勤務

二 「舉書」

1 乙夜一火 丙夜一火 丁夜一火
和木辟 卒光 卒章 卒通

III 器物

イ 「守御器簿」

a

1 入卷七枚 際長長安國受尉 三三・一 圖五六 甲一四六

ロ 「戍卒被(兵)簿」ほか

c

1 卒淮陽郡長平北莊里丁舍人三石弩一囊五十矢重矢百五十

三三・三 圖三九 甲一四五

2 石弩一囊矢五十 三六・三 圖三九 甲一四七

3 石弩一囊 三六・三 圖三九 甲一六一

IV 見錢出納

口 「吏受奉名籍」

b

- 1 入帛一匹直四百 凡直八百 始元四年三月四月奉 始元四 三〇六七
- 給紵絮二斤八兩直四百 圖三二 甲一六七

圖三二 甲一六七

V 食 糧

イ 「穀出入簿」「食簿」

a

- 1 入麩小石十一石四斗 (爲大石六斗) 石八斗四升 征和四年七月癸亥朔乙丑第二亭長舒受邛適候長 三三〇・二A 三三〇・二五A 圖四三六
- 2 入麩小石十二石爲大石七石二斗征和五年正月庚申朔庚〔申〕通 澤第二亭長舒受部農第四長 三三三・九 圖四三〇 甲四四三
- 3 入麩小石十五石始元二年六月〔月〕庚午朔癸酉第 三三六・八 圖四三三 甲一四三三
- 4 入麩小石十四石五斗始元二年十一月戊戌朔戊戌第二亭長舒受代 田倉監光都丞延壽臨 三三五・二四 圖三九六 甲一四二七
- 5 入麩小石十四石五斗始元三年正月丁酉朔丁酉第二亭長舒受代田 倉監光 一四八・七 圖三九四
- 6 小石十五石始元三年四月乙丑朔丙寅第二亭長舒受庠胡倉監建
- 7 入麩小石十五石始元三年六月甲子朔甲子第二亭長舒受代田倉監 光都丞臨 三三五・一四 圖四三〇
- 8 入麩小石十石 始元三年七月甲午朔甲午第二亭長舒受代田 倉監都丞臨 三三四・三 圖四三七
- 9 入麩小石十一石六斗 始元四年二月辛酉朔 三三三・八 圖四九六 甲三三六
- 10 入麩小石十二石 始元五年二月甲申朔丙戌第二亭長舒受代田倉 監隻 三三五・三 圖四三〇 甲四八五
- 11 入麩小石十一石六斗 始元五年十月 四八六・四 圖三六四 甲一三三
- 12 入麩小石十一石六斗 始 三三五・六 圖三九六 甲一四三三
- 13 入麩小石十二石 始 三三三・三 圖三六四 甲三三九
- 14 入麩大石八石七斗爲小石十四石五斗 二年八月辛亥朔辛亥第二 亭長舒受第六長延壽以食吏卒五人六升辛亥盡己卯廿九日積 百卅五人 三三五・三 圖四九六 甲一四三九
- 15 入麩小石十四石五斗爲大石八石七斗三年正月己卯朔辛巳第二亭 長舒受第六長延壽 三三六・九 圖五一 甲一四三九
- 16 入麩小石十二石爲大石七石二斗 一四六・四一 圖四四四 甲八四九
- 17 入麩小石十二石 三三三・二 圖四九六 甲三三六
- 18 入麩小石十五石 三三三・三 圖四九六 甲三三九
- 19 入麩六石四斗二升 征和 三三六・一六 圖四三六

- 20 大石六石 征和四年十月壬辰朔癸巳第二亭長舒受將軍從吏德爲小石十石 三五・三 圖四九、五一 甲三五四
 - 21 十一石六斗 始元三年十二月壬戌朔壬戌通澤第二亭長舒受代田倉監光 五七・三 圖四八、四九 甲三五六A B
 - 22 年十月戊辰朔戊辰第二亭長舒受斥胡倉監建都丞延壽臨 三六・四 圖四七 甲一三七
 - 23 三月丙辰朔庚午珍北第二際長舒受守卒史未央 / 據野臨 三五・六 圖五三 甲一四四
 - 24 己丑朔第二亭長舒受代田倉監隻 其六石以食小亭二人 五七・五 圖四八 甲一三三
 - 25 西朔丁酉通澤第二亭長舒 五三・九 圖六四 甲一五二、三四二
 - 26 丙寅第二亭長舒受 五五・二 圖三四 甲一三三
 - 27 長舒受斥胡倉監建都丞延壽臨 五三・六 圖四九 甲一三七
 - 28 二亭長舒受斥胡主倉故吏建都丞延壽 一四六・三 圖五四 甲八四〇
 - 29 受斥胡倉故吏建 一四六・四 圖五四 甲八七五
 - 30 監都丞臨 一四六・三 圖五五 甲八五三
 - 31 倉監光 五五・八 圖四七 甲一三〇三
- b
- 1 出藥卅三石二斗 征和三年八月戊戌朔己未第二亭長舒付屬國百長千長 一四六・一、二、四、五 圖四七 甲八六八、八六九
 - 2 出藥小石十二石 征和三年十月丁酉朔丁酉第二亭長舒付第七亭長病已食吏卒四人 三五・三 圖四九、五一 甲三五四A B
 - 3 出藥大石七石二斗 征和三年四月 一四六・二 圖四七 甲八四〇
 - 4 出藥小石五十石 征和四年五月 一四六・三 圖五四 甲八五三
 - 5 出藥大石三十石六斗 始元二年六月庚午朔以食蜀材士二人盡己亥卅日積六十人々六升 三五・三 圖五五 甲一四〇
 - 6 出藥大石一石七斗四升 始元二年七月庚子朔以食吏一人盡戊辰廿九日積廿九人々六升 六・六 圖五三
 - 7 出藥大石三十石六斗 始元二年八月己巳朔以食榷爲 三五・二 圖五五 甲一三四
 - 8 出藥大石三十石四斗八升 始元二年九月己亥以食蜀材士二人盡丁卯廿九日積五十八人々六升 三五・一八 圖四九 甲一四〇
 - 9 出藥小石五石四斗 始元二年十月戊辰朔以食 六・三 圖五三 甲五三
 - 10 出藥大石一石七斗四升 始元三年五月乙未朔以食吏一人盡癸亥廿九日積廿九人々六升 三五・三 圖四九
 - 11 出藥七石二斗 六月丁巳朔以食昌邑材士四人盡丙戌卅日積百廿人々六升 三五・一六 圖四九
 - 12 出藥大石一石六斗四升 以食吏一人閏月甲戌盡壬寅廿九日積廿九人々六升 一四六・四 圖五五 甲八七三
 - 13 出藥小石三十石爲大石一石八斗以食卒三人十二月辛卯盡庚子十日積卅人々六 三五・二 圖五五 甲一四三

- 14 出藥小石十一石六斗 九月戊辰朔戊辰通澤 三〇六・四 圖四七〇
- 15 出藥小石十二石 十月丁酉 一四九・九 圖四七五 甲八四三
- 16 出藥大石一石八斗 以食吏一人十一月己卯朔己卯 四八・五 圖四七六 甲八三三
- 17 出藥大石五石四斗 以食卒 一四六・一〇 圖四七七 甲八六八
- 18 出藥大石六石九斗六升以食昌邑 一四八・二四 圖四七九 甲八六二
- 19 出藥大石三石四斗八升 三三三・二四 圖四八〇 甲八三六〇
- 20 出藥大石一石八斗 三三四・一六 圖四八三 甲八三〇三
- 21 出四年 一月一石四斗一升征和四年十二月辛卯朔己酉廣地
里王郵付居延農亭、長延壽 三三三・八 圖四八六 甲八三三三
- 22 大石一石八斗 始元三年四月乙丑朔以食吏一人盡甲午卅日積
卅人、六升 三三四・一一 圖四八七 甲八三三三
- 23 石六斗 九月戊辰朔戊辰通澤第二亭長舒付第七亭長病已以食
吏卒四人 一四八・三三 圖四八八 甲八六八
- 24 大石九石 以食吏卒五人四月丁未盡戊子卅日積百五十人、
六升 三三三・一〇 圖四九〇 甲八四四七
- 25 斗 始元二年八月己巳朔以食吏 三三四・二四 圖四九一 甲八四四七
- 26 大石一石一斗四升以食吏一人十月壬辰朔壬辰盡庚申廿九日
六・一〇 圖四九二 甲八五七
- 27 始元二年八月己巳朔以食蜀材士二人盡戊戌卅日積
- 28 始元二年九月己亥朔以食健爲前部士二人盡丁卯廿九日積五
十八人、 三三三・五 圖四九三 甲八四三三
- 29 始元二年十二月丁卯朔以食吏一人盡 一四九・五 圖四九五
甲八四三
- 30 始元三年二月丙寅朔以食吏 一四九・六 圖四九六 甲八五三三
- 31 始元三年六月甲子朔以食戊田卒四人盡癸巳卅日積百廿人、
六升 三三三・二 圖四九二
- 32 七月癸亥朔以食亭卒五人癸亥盡辛卯廿九日積百卅五人、
三三三・三 圖四九七 甲八六三三
- 33 食昌邑材士三人七月辛巳盡庚戌卅日積九十人、六升 三〇六・四
圖四九八 甲八六三三
- 34 食吏卒四人八月丙辰盡乙 三〇六・四 圖四九七 甲八六三五
- 35 朔以食戊田卒盡壬戌廿九日積百一十六人 三三三・六 圖四九七
甲八三〇〇
- 36 以食吏卒五人十月甲辰朔甲辰盡 三三四・三 圖四九七
甲八三〇三
- 37 戊寅盡丙午廿九日積廿九人、六升 三三三・三 圖四九六 甲八四四七
- 38 西卅日積百廿人、 三三三・一七 圖四九一
- 39 日積廿二人、六升第二 四六・八 圖四九二
- 40 盡戊戌卅日 一四八・六 圖四九五 甲八五九
- 41 日積百二十人、六升 一四八・三 圖四九五 甲八六七

- 42 百卅五人々六升 三三・二 圖四九
- 43 百五十人々六升 四六・三 圖四九
- 44 六十人々六升 四六・二〇 圖四九
- 45 六升 五三・三 圖三四 甲三四〇〇
- 46 臨道亭長光以食吏四人 三〇八・二七 圖三九 甲二六三
- 47 小石十二石 十月 五五・一六 圖三四 甲三三三

c

- 1 受征和三年十一月簿餘穀小石五十五石二斗 三三・三 圖六九

甲一八三

- 2 受征和四年六月簿餘穀小斗五斗二升爲大 四六・三 圖三四
- 3 今十二月簿餘穀小斗二斗二升 三三・四 圖三九 甲三四〇
- 4 府食以八月出穀到征和四年二月十五日度盡餘有小斗二斗 三三・三 圖三九 甲一四九

d

- 1 爲大石十石七斗五升二分 三〇八・四 圖四七 甲一六九
- 2 大斗三斗三斗一升二分 一四六・二七 圖三九 甲八四
- 3 小石一石二斗 三三・二 圖三九 甲一四九
- 4 三斗一升二分 三六・一〇 圖三三 甲一四七
- 5 斗五斗二升爲大斗 三〇八・二 圖三九 甲一六九

- 6 石五石二斗二升 四六・九 圖三三
- 7 大石八七斗 五三・一四 圖四九

口「吏卒稟名籍」

d

- 1 八月陳寬受一人食三石三斗三升 六・六 圖三三 甲五六

VI そ の 他

へ

- 1 賈官襲一領備南際陳長買所買錢 圖三三 甲三三 六・三

チ

a

- 1 驢牡馬一匹齒九歲高六尺三寸所 一四六・七 圖三九 甲一四七

ル

1 居延騎士廣都里李宗坐殺客子楊光元鳳四年正月丁酉亡

六・五 圖三二 甲三三

VII 附 錄

イ

1	甲午	一	一	三〇六・元 圖四七 甲一六六
2	戊戌	一	一	三〇六・三 圖四六
3	癸卯	一	一	一四一・二 圖四七 甲八五六
4	甲辰	一	一	二二二・二 六・五 圖四七 甲五二四
5	壬子	一	一	二二二・二 二七三・五 圖四七 甲一四四四
6	己卯	一	一	二七三・七 圖四九 甲一四四三
7	癸未	一	一	一四一・三 圖四五 甲六一
8	一	一	一	一四一・五 圖五三
9	一	一	一	一四一・元 圖三四
10	一	一	一	六・三 圖五三
11	一	一	一	一四一・元 圖五四
12	一	一	一	五五三・七 圖五六
13	一	一	一	五五三・七 圖五七
14	一	一	一	三三三・二 三三三・二 二七五・二 圖四七

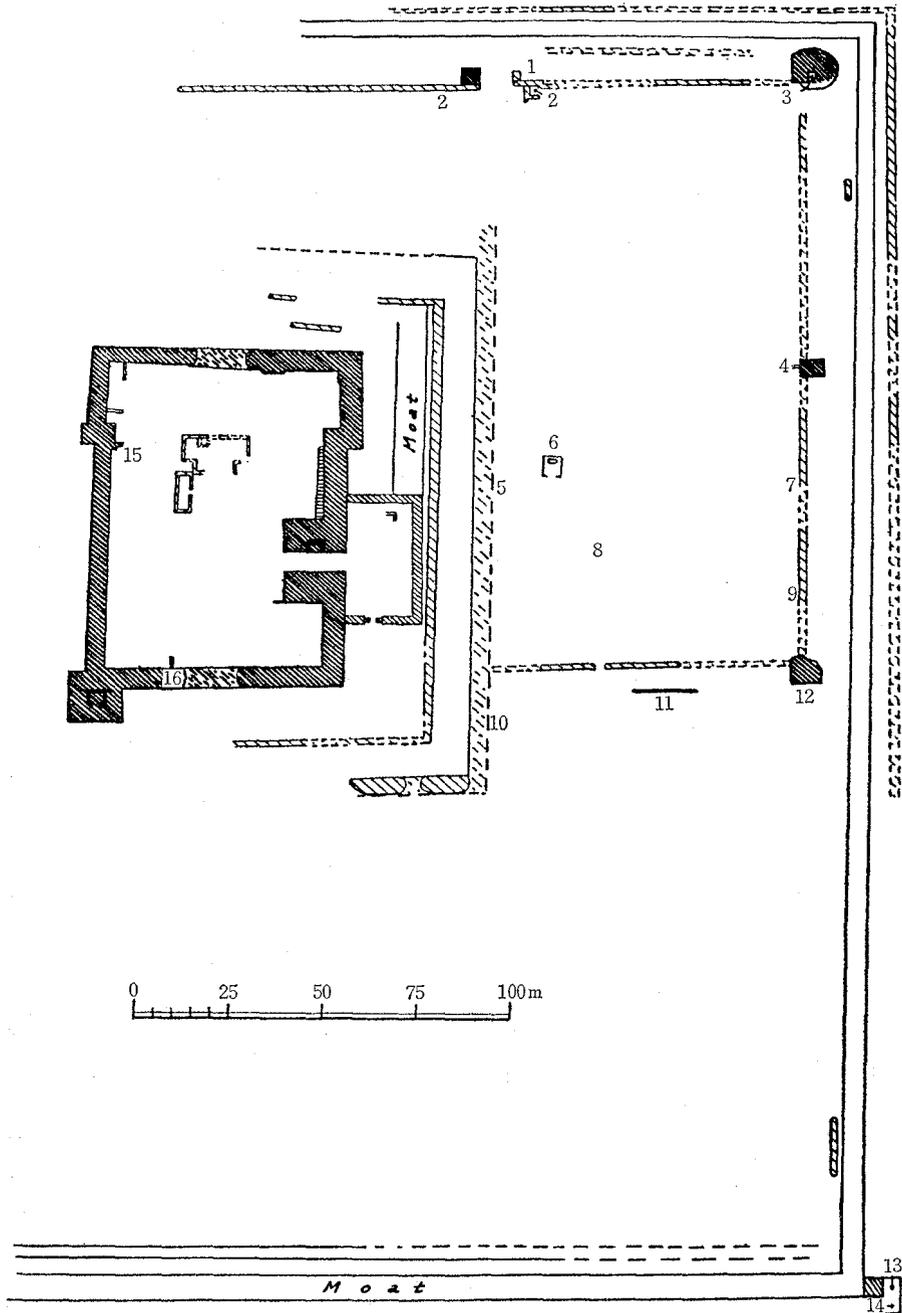
簡頭に日の干支を記し、その下に一とか二といった数字を記入し

た木簡のグループである。ローウェ氏は何か貯藏した物品もしくは物資を支給したり消費した記録表であろうとしている。同類の記録表は破城子のIIIイbにもみられる。なおローウェ氏はこのグループをW1としてまとめている。

四 大灣(タラリンジン・ドルベルジン)出土簡

大灣は地灣の西南およそ八キロメートルのところにあり、西北科學考古團の調査ではA35の番號がつけられたところである。一六の發掘地區のうち、木簡は主として第一三發掘地區と第六發掘地區が多く、全部でおよそ一三〇〇枚が出土した(挿圖2を参照)。ここで出土した郵書、封檢、簿檢などにより、この地には肩水都尉府がおかれていたと推定される²⁰。大灣出土の木簡の上番號は、次のとおりである。

- 一九、四七、六六、九〇、一〇二、一二〇、一四九、一八二、一八七、一九二、二二六、二九三、三〇三、三四四、三五二、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九七、四九八、四九九、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五一七、五二〇、五四四、五四五。



挿圖 2 大灣 (A35) 遺址平面圖 (ソマーストロウムによる)
1~16は發掘地區

(一) 帳簿表題類

A 表紙

V 食糧

- 1 奉名籍 五二・九 圖二 甲一八五
- 2 人員 秩 用錢受簿 五四・二 圖六 甲三三九

I 吏卒見在員

イ 「穀出入簿」

イ 「吏卒名籍」

- 1 ● 肩水始元六年六月穀 五四・一 圖六 甲三三九
- 2 穀出入簿 三〇三・六 圖五〇

- 1 ● 肩水部元鳳二年吏 五四・元 圖二〇 甲三三〇

- 2 ● 元延四年八月以來將轉守尉黃良所賦就人錢名 五六・六

圖七 甲二〇三

ロ 「吏卒稟名籍」

III 器物

- 1 ● 肩水部始元四年北胡食度 五二・二六 圖六 甲三九〇
- 2 食案 五四・一 圖七 甲一九六

イ 「守御器簿」

VI その他

- 1 第四長官七月兵簿 五二・二 圖三

- 1 橐佗駁南驛建平元年九月驛馬閱具簿 五二・七 圖八

甲一九七

IV 見錢出納

ロ 「吏受奉名籍」

- 2 肩水始元七年閏月 出入簿 五二・八 甲三〇八
- 3 本始五年四月戊午入關簿 五六・元 圖三六 甲三三五
- 4 出入簿 五二・三 B 圖八

- 5 ●肩水部元鳳二年亭際 五二・一四 圖一〇 甲一〇六
- 6 ●肩水部本始二年十一月 出入 五五・六 圖六 甲三三
- 7 ●肩水候官吏相 證 五四・二 圖六 甲一九六
- 8 ●本始五年田官 五〇・二 甲三八
- 9 ●道上亭驛 一兎・七 圖三 甲八八
- 10 第二丞官七月 簿 一三〇・三 圖三

B 表紙以外のもの

a 榻

- 1 屬國胡騎兵馬名籍
- 1' 元鳳五年盡本始元年九月戌卒 (裏面) 五三・壹 圖六
甲三三A B

b 「●右」類

- 1 ●右吳房五人 四九・六 圖六 甲一八五
- 2 ●右新陽第一車十人 五五・二六 圖六 甲三〇五
- 3 ●右驛人十九人 五二・三 甲三〇九B
- 4 ●右八兩 用錢萬七百七十六 五六・二 圖七 甲一九六
- 5 ●右凡十二兩 輸城官 凡失折耗五十九石三斗 五五・三
- 6 右第二長官二處田六十五畝 租廿六石 一〇三・七 圖〇

- 7 右處五田六十五畝租大石 廿一石八斗 圖七 甲一六〇 五三・五

- 8 第一長官七處田 一三〇・三 圖三
 - 9 第五長官二 五五・七 圖六 甲三三
 - 10 租十六石 一八三・三 圖三 甲一〇七
 - 11 率畝四斗 一九・壹 圖五 甲一五
 - 12 率畝四斗 一八・五 圖三 甲一〇六
 - 13 ●右私馬一匹 一九・一 圖五 甲一三
 - 14 ●右誠 一八三・元 圖三 甲一〇三
- 6、12は田租の徵税に關するもので、ローウェ氏はTD7に分類している。

c 「●凡」類

- 1 ●凡入七年新卒釜卅二 一九・九 圖五 甲一五
- 2 ●凡受錢 五三・二 圖三九 甲三三
- 3 ●凡五十八兩 用錢十萬九千七百七十四 錢不值就 五五・三 圖六 甲一九六
- 4 ●凡出穀八百六十四石四斗六升大 一八二・一 圖三
- 5 凡穀四百卅四石 五三・三 圖六 甲三三
- 6 ●今餘有方五十四 五五・一 圖六 甲三〇四

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

a

- 1 候令史漢中郡成固隄里李東昌 三六・九 圖一五 甲二九
- 2 士吏屋蘭安樂里陳定國 五七・三 圖八四 甲三七三
- 3 駿亭長居延平明里 五五・二 圖八四 甲三〇六
- 4 番和騎士善 里孔朔 五六・六 圖八四 甲三五六
- 5 番和騎士便里李都 五一・三 圖八四 甲二〇〇
- 6 番和騎士安漢里 五七・九 圖四三 甲三七七
- 7 饒得騎士利處里田嬰 一九・一七 五二・三 圖三 甲八七
- 8 曰勒騎士萬歲里孫守 四九・四 圖二 甲八四三
- 9 氐池騎士新師里馬緋 五一・二 圖六 甲二〇六
- 10 騎士充國元平元年十月 五〇・三 圖三
- 11 士成漢里王 一九・五 圖三 甲九〇
- 12 戍卒濟陰郡定陶故里賈廣年廿五 五一・三 圖二〇 甲三〇四
- 13 戍卒梁國睢陽離里張豎 五一・三 圖六 甲二〇七
- 14 戍卒淮陽郡柘易里陳賢 四九・三 圖三 甲八三
- 15 戍卒淮陽郡長平 中里吳 一〇・四 圖七 甲一〇三
- 16 戍卒淮陽郡扶溝陽陵里 五七・九 圖三 甲三七
- 17 戍卒淮陽郡陳 一四九・六 圖三 甲六六
- 18 戍卒淮陽郡 一四九・九 圖三 甲六六
- 19 戍卒昌邑國 一五九・六 圖二七 甲九七
- 20 門卒昌邑國東繒楊里魏奉親 五一・七 圖六 甲二〇六
- 21 田卒昌邑國湖陵治昌里士伍彭武年廿四 五〇・一 圖八 甲九〇五
- 22 田卒昌邑國(那?)成里公士公丘異 五三・四 五三・八 圖六 甲三三
- 23 田卒昌邑國石里公士庶辟陽 五三・三 圖七 甲三〇
- 24 田卒昌邑國那靈里公士朱廣年廿四 五三・三 圖七 甲三三
- 25 田卒昌邑國西那夜里 五〇・九 圖七 甲〇七三
- 26 田卒昌邑國東繒宜禾里 五三・九 圖三〇 甲三三
- 27 田卒昌邑國西那高 五四・四 圖八 甲三八九
- 28 田卒昌邑國甘 六〇・三 圖九 甲六八
- 29 田卒淮陽郡長平西陽里公士邊佑年廿三 濟 五〇・七
- 30 田卒淮陽郡長平 里十五李進年廿三 濟 五〇・一 六 圖七
- 31 田卒淮陽郡扶溝 里公士張誤年廿七 五四・三 圖六
- 32 田卒淮陽郡長平 里公士 年廿五 五四・八 圖六

甲一九四

- 33 田卒淮陽郡長平南□ 五五・二五 圖八 甲三三四
- 34 田卒汝南郡平輿百祿里黃何人□ 五〇・六 圖七 甲二四二
- 35 田卒汝南郡平輿大復里□ 五三・四 圖六 甲三二六
- 36 田卒汝南郡平輿臨□ 一三〇・五 圖三
- 37 田卒汝南郡吳□ 一三〇・三 圖三
- 38 田卒汝南郡□ 五六・三 圖八 甲三四〇
- 39 田卒大河郡任城市昌里公土莊□年 廿四 四七・二 圖七
- 40 田卒大河郡瑕丘會成里王勝年卅□ 四九・二 圖八 甲八六
- 41 田卒大河郡東平陸常里公土吳虜年五十四□ 五九・一 圖三
- 42 田卒大河郡瑕丘廣昌里張□ 五五・四 圖八 甲三三七
- 43 田卒濟陰陳丘東□ 五七・一五 圖四 甲三七五
- 44 田卒淮□ 五〇・一五 圖六
- 45 卒昌邑國西那□里張□ 五五・三 圖八 甲三三三
- 46 卒濟陰郡定陶西陽里胡定年廿五□ 五〇・三 圖七

甲三六七

- 47 漢中郡安陽承虎里褒□壽□ 九〇・二五〇 圖九 甲五九
- 48 漢中郡成固仁里□利主□ 一九・三〇 圖五 甲一四三
- 49 漢中郡博望里□安世□ 三三・一八 圖二、六 甲一五九
- 50 漢中郡南鄭宣門里尋□ 六〇・二八〇 圖四 甲五九
- 51 漢中郡河陽曲平里莊□ 六〇・元 圖四 甲五九
- 52 漢中郡安陽康福里□ 六〇・七 圖四 甲五九
- 53 漢中郡成固當□ 六〇・六 圖四九
- 54 河南郡雒陽緱氏西槐里李實□ 五二・三六 圖六 甲三〇八
- 55 大河郡瑕丘多□里陽摺□ 四九・三 圖七 甲一八九
- 56 貴里王德成□ 五八・三 甲二〇九
- 57 陽夏東禹里王賜 王受□ 三三・二六 圖三七 甲一六三
- 58 陽夏南安里左復樹 王□取 一九・元 圖五 甲一六
- 59 昌邑國趙垣里士五淳于龍年廿四□ 五七・一一五 圖六
- 60 昌邑國東郡西安里丁□ 六〇・四 圖九 甲五五
- 61 昌邑國東緡莎里□ 九〇・三 圖九 甲五二
- 62 昌邑國昌邑少魯里公乘□ 五七・二 圖四 甲三六
- 63 昌邑南□里李毋□ 一九・三 圖五 甲一〇六
- 64 昌邑泊里馬壽年廿八□ 五一・三 圖六 甲三〇三
- 65 西土里侯吉□ 一九・五 圖三 甲九〇
- 66 饒得常樂里□ 五七・六 圖五 甲三六七
- 67 濟陰郡定陶東陶里周橫□ 五七・三 圖五 甲三九
- 68 郡長平曲辛里公□ 五三・九 圖七 甲三二九
- 69 郡成固倉里□ 六〇・六 圖四 甲五〇
- 70 陽中里薛廣□ 一九・四 圖三 甲八五
- 71 郡灌陽南□ 一九・四 圖三 甲八九
- 72 潁強楊利里□ 一九・五 圖三 甲八九

73 維陽里公士陳 一九・壹 圖三

74 載里胡巢年廿二 五五・三 圖六 甲三三九

75 桃武須里張 一〇〇・一九 圖三

76 昌 定里陳 六〇・六 圖四 甲五六

77 西安里戴光 五七・五 圖五 甲三六六

78 里任廣 一〇〇・三 圖三

79 安世里孫遺 五五・三 圖一〇 三九

80 南 里鄭毋傷 王 一〇三・一 圖四

81 里王充 一三〇・元 圖三

82 謝道年廿六 五五・四 圖八 甲三三六

83 司馬清年卅六 子外年廿 五七・三 圖三 甲三六

84 長陽敬里陶強 作絮 四九・五 圖二 甲一八四

b

1 肩水尉史彭利 五四・二 圖六 甲三三三

2 平樂隊長陳賞 五三・六 圖六 甲三六六A

3 際卒王賞 四五・三 圖九 甲一八〇

e

1 凡吏 百卅四人 十二萬二千三百 五四・七 圖六

甲一九三

2 第二丞官卒七十人 五三・五 圖七 甲三五

3 戊午鼓下卒十人徒二人 五九・二六 圖八 甲〇四五

4 乙卯鼓下卒十人徒一人 五三・元 圖七 甲三七

5 卒四人 五八・四 圖七 甲〇三二

6 廣地隊長忠 戊卒四人一人 五四・一四 圖七 甲一九七
三人見

7 戊卒四人 五三・六 圖七 甲三三三

g

1 田卒大河郡平當西里公士昭途年卅九庸舉里嚴德年卅九 三三・三 圖二 甲一九六

2 田卒淮陽郡長平高里公士馮宋年廿五 取(庸) 西康里公士呂邦 五五・四 圖六 甲三九五

3 庸 陽里公士王賀年廿四 五三・三 圖七 甲三六

4 沈廣年廿五 庸南關里 五五・二六 圖四 甲三三五

「吏卒名籍」のうち、a、bに分類したものの中には、たとえはⅢ口の「戊卒被(兵)簿」その他の簿録のものが含まれているかもしれない。

ロ 「病卒名籍」

1 田卒長平國廣平石安里孟疆年卅七 本始五年二月丁未疾心腹支

滿充右塞前丞報 二九・五 圖三 甲一五三

2 昌邑方與土里陳係 十二月癸巳病傷頭右手腫膏藥

一四九・一九二・二〇〇 圖三 甲八六

3 四月戊寅病傷辟庚辰治 五〇四・九 圖七 甲一九五

4 八十七人病 三〇・三 圖七

II 烽 隊 勤 務

イ 「作 簿」

1 a

三人病 肩水 一人病 一人作
 二人日 一人守 五〇六・二二〇 五〇六・二二五
甲三〇五A

2 一人守 其五百 今見千九百五 五〇五・一 圖三 甲一八五

3 二人稟 廿一人作内…… 右助九百卅九人

• 三人作六丈十七・耐作七十五人 五〇三・五〇 圖六 甲三三

b

1 安世際卒 二十八日作 二十九日作 八月晦日作
尹咸 二二二・二二 二二二・五五十二 十三

九月旦伐莪 九月二日作 五〇五・二四 圖六 甲九六
 三十五束 二十二

ハ 「郵 書」

a

1 南書一輩一封張掖肩候 六月廿四日辛酉日蚤食時沙頭亭長受驛北卒音
詣肩水都尉府 日食時二分沙頭卒宣付驛馬卒同 五〇四・二 圖六 甲一九五

2 南書一輩一封潘和尉印 六月廿三日庚申日食坐五分沙頭亭長受驛北卒音
詣肩水都尉府 日東中六分沙頭亭卒宣付驛馬卒同 五〇六・六 圖五 甲一九六

3 九月九日 皆詣張掖太守府 九月丙辰 時沙頭卒良受
南書二封居延都尉 同西中二分 卒同付破虜卒 四九五・三A 圖三七 甲一九六A

4 十二月廿五日 張掖居延都尉詣 十二月丁丑 食時……卒忠……
南書一封 張掖太守府十二月乙丑起 下舖時…… 五〇六・一七 圖五 甲二〇〇七

5 七月四日南書一封、封皆橐佗 印一詣肩水都尉府一詣昭武
日出受沙頭卒同付不今卒同 五〇三・一A 圖三 甲一九〇A
金關付……

6 南書一封 一封章破詣饒得 付界亭卒同 五〇五・三A 圖六
甲一九七A

7 南書六封 一封詣肩水府 十一月丙午起 五〇三・三 圖七
一封張掖肩候詣肩水府 甲一九三

8 七月十五日 一封橐佗塞尉詣 五〇五・三 圖七 甲一九七

9 十一月十八日 南書二封皆居延 章 五〇六・四 圖七 甲一九〇

10 月己亥 南書一封 四九五・二五 圖三 甲一八五

11 平明里大女子姜上書一封居延丞印 建平元年二月辛未 起
上公車司馬 居延廷左長昌行直廿
二月甲戌夜食時驛馬卒良受沙頭卒同夜過半
時良付不今卒豐

12 一封居延都尉詣肩水府五月甲午起
時驛馬卒良受沙頭卒同
時良付不今卒豐
四五・三六 圖六三 甲一七四

13 時驛馬卒憲付不今卒恭
四五・三三 圖六二 甲一八一

b

1 十二月三日
北書七封

其四封皆張掖太守章口書一封書一封皆十一月丙午起詔書一封十一月

甲辰起

一封十一月戊戌起皆詣居延都尉府

一封河東太守章皆詣居延都尉府一封十月

甲子起一十月丁卯起一封府君章詣肩水

十二月乙卯日入時卒憲受不今卒恭

夜昏時沙頭卒忠付驛北卒復

四五・三三A 圖六四 甲一九四A

2 北書五封 一封口杜陵左尉印詣居延封破……封十月丙寅起 卒順
四五・元 圖六三 甲一九三

3 四月廿一日 記一左掖私印詣肩水候官 四月己未日
北記一 昏時遣 五〇六・一九 圖六八 甲二〇二B

4 十二月十二日

二封張掖太守章一封詔書十二月丁卯起 一封十二月丁巳起四封皆府
君章其三 封…… 四五・二 圖六三 甲一九七

5 書一封張掖太守章 騎士自言
一九・三三 圖五五 甲一五五

6 二封記詣肩水一封詣居延都尉十二月 下舖時沙頭卒忠付驛北卒朔
…… 五〇六・二六 圖五五 甲一九九

7 一封詣廣地一封詣蒙佗
詣封 十二月丁卯夜半盡時口口口受不今卒
恭鷄前鳴時沙頭卒忠付驛北卒復
五〇三・一 圖六六 甲一九〇

8 府記一詣口口口廣地 二月甲子日入時卒憲受不今口口口
昏時沙頭卒忠付驛北卒復
五〇五・六 圖六五 甲一九五

9 甲寅起 日入時……不今卒同付
沙頭卒……時 四九五・一九 圖六二 甲一八六

10 出亡入赤表函一北 昏時四分乘胡際長口付乘山際長普函行三時中程
…… 五〇三・三 圖六五 甲一九三

遞傳の記録で、aは南書、bは北書のグループである。ローウェ氏は様式によりTD1、TD2に分類している。

III 器物

イ 「守御器簿」

a

1 出稟矢銅鏃二百完 九・二五 圖九 甲五三

2 出蓬干十一 五三・四四 圖七 甲三三

3 二果齒曲梁 元鳳六年六月壬寅朔己巳倉石候長嬰齊受守城尉
毋害 三六・三三 圖七五、五五 甲二八

4 入承絃十六 五五・七 圖八五 甲三三六

- c
- 1 今餘鑿二百五 其百五十破傷不專用 四九・九 圖六
 - 2 今餘斧金卅八枚 四九・一 圖五 甲一八五
 - 3 正月餘陷堅重矢八百卅 五四・三 圖二〇 甲三九七
 - 4 二月餘櫛金百六十一 五五・四 圖八四 甲三三九
 - 5 二月餘陷堅重矢六百五十 五五・五 圖八四 甲三四四
 - 6 月餘赤蓬一 五七・二 圖八四 甲三七〇
 - 7 七月餘 棘二 毋出入 五四・五 圖七 甲一九四〇
 - 8 九月餘六石弩弓十 五五・四 圖四 甲三三六
 - 9 九月餘赤堇一 毋出入 四九・二 圖五 甲一八四九
 - 10 七石具弩十七 毋出入 五二・二 圖七 甲二〇六六
 - 11 餘長卯三 毋出入 四九・二 圖三 甲一八四〇
 - 12 十五 毋出入 五四・七 圖六五 甲二〇六六
 - 13 毋出入 五七・三 圖四八 甲三三七
 - 14 毋出入 三六・八 圖一〇 甲二四八
 - 15 毋出入 五二・一 圖九九 甲二〇七六
 - 16 出入 二〇・三 圖三六五
 - 17 出入 一四九・五 圖四九九 甲二四五五
 - 18 毋定出 五二・三 圖九九 甲二〇七六
 - 19 毋定出 五二・三 圖四九 甲三三七
 - 20 毋出 五五・六 圖二一 甲三三三

- 21 索長弦九 在府 五九・五 圖七 甲二〇三四
- 22 今餘權三 校見 一九・四七 圖四
- 23 鏃鄣矢廿一 校見 三〇・三 圖七 甲一六二二
- 24 校見 七・七 圖三六 甲五五五
- 25 石其力十石一 完 五〇・二 圖三六 甲二〇六六
- 26 其卅九完 二〇・六 圖六五
- 27 二完 五四・四 圖六五 甲三〇七
- 28 完 五四・六 圖四三六
- 29 完 五二・三 圖九九 甲二〇九一
- 30 完 五二・五 圖九九 甲二〇九一

- d
- 1 守御器簿
 - 具弩四皆破却
 - 長槍四
 - 長杆二
 - 木置口二
 - 弩長管三
 - 口管九
 - 傳廿
 - 深百四
 - 布蓬三一不專用
 - 布表一
 - 鼓一
 - 2 將軍器記
 - 大案七
 - 小案七
 - 大杯十一
 - 小杯十一
 - 大案七
 - 小案七
 - 大槃八
 - 小槃八
 - 大尊二
 - 小尊二
 - 大權二
 - 小權二
 - 衣篋二
 - 經程二
 - 3 藥盛囊四
 - 瓦薪木薪各二百
 - 沙馬矢各二百
 - 沙馬矢各二百
 - 羊頭石五百
 - 槍四十
 - 小箭三百
 - 門上下合各一
 - 儲水嬰二
 - 汲口二
 - 大積薪三
 - 藥盛囊四
 - 4 破釜一
 - 案壘二
 - 皮置菓草各一册
 - 出火遂二具
 - 方馬矢囊各二册
 - 始十斤
 - 長槍四
 - 長杆二
 - 木置口二
 - 弩長管三
 - 口管九
 - 傳廿
 - 深百四
 - 布蓬三一不專用
 - 布表一
 - 鼓一
 - 5 狗籠口一
 - 門關二
 - 樓樑四
 - 木椎二
 - 戶戊二
 - 篇一
 - 6 門關二
 - 樓樑四
 - 木椎二
 - 戶戊二
 - 篇一
 - 7 樓樑四
 - 木椎二
 - 戶戊二
 - 篇一
 - 8 木椎二
 - 戶戊二
 - 篇一
 - 9 戶戊二
 - 篇一
 - 10 篇一

3 其册六折傷不專用 七百三完 府 三〇三・七 圖七六

4 凡亭際皮官廿八 凡亭際卅五所
其十三枚受府
十五枚亭所作
少

三〇三・二 圖一〇 甲一五六

5 其六折傷 其二
四完 五七・三 圖五

6 五石弩一 藥矢六十 五六・二六 圖八 甲三三一

7 有方一 承弩二 弩轆一 五四・一 圖三五 甲三三六

8 革甲 鞞 五七・二六 圖七

9 五石具弩射百廿步 五〇・二六 圖七 甲二〇五

10 三石具弩射百四步 五五・四 圖六 甲三三四

11 射百一十六步 一〇九・四 圖三 甲八三三

e

1 折傷 五四・二四 圖三五 甲三六七

f

1 出火逐二具 五〇四・一〇 圖四 甲九七七

2 草蓐各一 四九・一 圖九 甲一六三

3 有方十 五二・九 圖六 甲二六五

4 六石具弩一 五五・一四 圖四 甲三二四

5 藥蜜矢七百廿 六・六 圖九 甲四六

6 三石具弩六百廿 一〇九・四 圖三 甲八〇

dの中にはIIIpcの斷筒が混じっているかもしれない。

口「戊卒被（兵）簿」ほか

a

1 戊卒濟陰郡定陶池上里史國

縣官帛袍一口〇三斤
縣官帛裘一領四斤四兩
縣官帛布二領
縣官裘一領不聞

縣官哀履二兩

縣官絺二兩

縣官草履二兩不聞

五九・三六 圖六 甲二〇四九

2 戊卒淮陽郡□堂□里上造趙鹿

阜口複袍

絲復口

口口口口口口

口口口口口口

牛革口二兩
右縣官所給

四九八・一四 圖五二

b

1 田卒淮陽郡長平市陽里公士宋建年廿二 襲一領 貫贊爲取一

五〇九・二四 圖八一 甲二〇四三

2 田卒淮陽郡長平々里公士雲家年廿三 襲一領 貫贊爲取一

五三・三三・三六・三三・三〇 圖二〇 甲三三三

3 田卒淮陽郡長平業陽里公士兒尊年廿七

襲一領 犬絺一兩 貫贊取一
縹一兩 私絺一兩 貫贊取一
一九・四〇 圖五 甲一六三

- 4 田卒淮陽郡長平東洛里公士尉充年卅
 襲一領 私單袴一 犬練一兩 貫贊取一
 袴一兩 私袴練 私練一兩 貫贊取一
 甲二〇三五 五〇九・七 圖七
- 5 田卒淮陽郡長平□□里王□□年卅
 袍一領 犬練一兩 貫贊取一
 袴一兩 私袴二兩 貫贊取一
 甲二〇四一 五〇九・二〇二五三・三三 圖四六
- 6 田卒淮陽郡長平容里公士稹紹年卅
 襲一 犬練一 介史貫贊取一
 袴一 三〇三・三 圖二七 甲二〇六〇
- 7 田卒淮陽郡長平北利里公士陳世年廿三
 襲一領 犬練一兩 貫贊取一
 袴一兩 私練一兩 貫贊取一
 五〇九・六 圖七 甲二〇三三
- 8 田卒淮陽郡長平北朝里公士李宜年廿三
 襲一 犬練一 貫贊取一
 袴一 五〇九・二 圖七 甲二〇三〇
- 9 田卒淮陽郡長平々里公士李休年廿九
 襲一領 犬練一兩 自取
 袴一兩 私練二兩 三〇三・三 圖七 甲一五九
- 10 田卒昌邑國祁宜里公士丁奉德年廿三
 袍一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 三〇三・〇 圖二一 甲一五七
- 11 田卒昌邑國祁成里公士□叨之年廿四
 袍一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 三〇三・〇 圖二七 甲一〇五
- 12 田卒昌邑國祁靈里公士包建
 襲一領 袞履一兩
 單一領 袴一兩 〇 五〇九・三 圖八 甲二〇三
- 13 田卒昌邑國祁良里公士費塗人年廿三

居延漢簡の集成三

- 14 田卒淮陽郡長平□□……十二月乙巳出
 袍一領 □□一兩 一 五〇九・四一 圖四六
- 15 田卒第十五車熹平里陳孫
 襲一領 □□□□
 袴一兩 □□一兩 □ 四九・三 圖六 甲一九〇
- 16 襲一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 〇 五〇九・三 圖八 甲二〇三
- 17 襲一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 〇 五三・七 圖七 甲二〇七
- 18 襲一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 〇 五〇九・三 圖六 甲二〇六
- 19 袍一領 袞履一兩
 單衣一領 袴一兩 〇 五〇九・三 甲二〇五
- 20 卓布復袍一
 復前襲一 〇 一三〇・五 圖二七
- 21 袍一領 〇 五三・七 圖五九
- 22 一履一兩 縞一兩 介一兩
 〇 一〇二・九 圖九 甲五六
- 1 戊卒昌邑國西那西士里朱廣德 □有方一完 □
 圖二〇 甲三三〇 五三・二 圖
- 2 饒得騎士除執里屢史情 □矢五
 〇 三三・三 圖四九 甲一六四
- 3 弓一矢卅 □
 〇 二〇・七 圖七
- 4 四百矢百 〇 一九・元 圖三六 甲一六

五〇五

5 矢三百 一〇・一〇六 圖三七

6 第二長別田令史嬰德車一兩

斧二 柄二 釜一 釜一
斤二 轉索 豫十不輸
錮一・少一 承駢一 車屋三不輸
椎一・少一 承駢一 小木五 駟相二・少一
錮二・少二 汲桐四・少二 器・四 圖九 甲三五
椎二・少二 楮十二不輸 器・五 圖九 甲三五

7 錮二・少二 汲桐四・少二 器・四 圖九 甲三五
錮二・少二 楮十二不輸 器・五 圖九 甲三五

8 戊卒梁國睢陽第四車父官南且 一馬 鏹二、承 二破
三三・六 圖一〇 甲一五〇

9 鋸二、 一完 三三・一 圖一〇 甲一五〇

10 斧二、 鏹六、 三三・二六 圖二 甲一五〇

b は田卒に對して衣服などを支給したふだで、これらの衣服は官物のほかに中に私物が含まれていることからして、おそらく郷里から送られてきたものと考えられる。1~8までの箇の下段に「貫贊取」とあるのは、田卒に代って貫贊という男が受取ったことを明記したものである。また9には「自取」とあり、10以下には單に口、——のしるしだけが記入されているが、これらはいずれも田卒自身が受取ったというチェックである。ローウェ氏はbのグループをT D3に分類する。

なおcの中には、III dの斷簡が混じっているかもしれない。

IV 見 錢 出 納

イ 「錢出入簿」

a

1 董次入穀六十六石直錢二千三百一十・入錢二千一百八十七・凡錢四千四百九十七 三三・三 圖三七 甲一五七

2 受六月餘河内甘雨帛……一萬三千五十八 器・八 圖七 甲三〇六

b

1 出錢四千七百一十四 賦就人表是萬歲里吳成三兩半 已入八十五石 少二石八斗三升 器・一五 圖七 甲一六一

2 出錢千三百卅七 賦就人會水宜祿里蘭子房一兩 圖七 甲三〇五 器・一五 圖七 甲一六一 器・一六 圖七 甲一六一

3 出錢千三百卅七 器・一八 圖六 甲一九三

4 出錢千 器・一五 圖三九 甲三〇四

5 書史王卿錢四百 羅梁 白粟十石 器・七 圖四一 圖三二 甲一六六

d

1 薑二升 直卅 器・一六 圖七 甲一六三

2 赤危五枚 直二百五十 器・一八 圖六 甲一九五

3 油十斤 器・一六 圖六 甲一九三

f

- 1 今餘河□賦錢……十七 五〇・六 圖三
- 2 □帛千九百四十二尺五寸大半寸直錢卅五萬四千二百 五九・一五
圖六 甲二〇四
- 3 今毋餘河內廿兩帛 五三・二四 圖七 甲三五

g

- 1 □錢二千四百 五四・二九 圖六 甲三五
ローウェ氏はbの1と3を帳簿表題類のA1イの2の「●元延四年八月以來將轉守尉黃良所賦就人錢名」の簿録として帳簿を復原している。TD6にみえる。

ロ 「吏受奉名籍」

b

- 1 出河内廿兩帛八匹一丈三尺四寸大半寸直二千九百七十八給佐史一人元鳳三年正月盡九月積八月少半日奉 三〇三・五
圖一〇 甲二五三
- 2 出廣漢八稷布十九匹八寸大半寸直四千三百廿給吏秩百一人元鳳三年正月盡六月積六月 三〇三・二〇 乙二〇 丙 圖九 甲五七
- 3 □給武……一人元鳳三年□月盡九月積十四日奉 五〇九・九
圖六 甲二〇七

c

居延漢簡の集成三

- 1 □第十第六隊長公利取 二〇・六 圖三九
□第十候史丁疆取
第六隊長趙並已得七百一十少三百九十

d

- 1 書佐樊奉始元三年六月丁丑除 未得始元六年八月奉用錢三百六十 三三・三三 圖一 甲一五五
- 2 書佐孫臨國始元四年六月丙寅除 未得始元六年正月奉用錢三百六十 三三・三三 圖三 甲一六六
- 3 司馬合史行備始元六年七月甲子除 未得始元六年七月奉用錢四百八十 三三・三三 圖九 甲五五
- 4 令史覃羸始元二年三月乙丑除 未得始元六年九月奉用錢四 三三・三三 圖三 甲一六六
- 5 令史徐脫客始元六年五月乙卯除 未得始元六年七月奉用錢四 一九・九 圖四 甲一四
- 6 候李定國始元四年十月庚寅除 未得始元六年六月奉用錢 三三・三三 圖九 甲五五
- 7 屬王廣始元三年六月丁丑除 未得始元六年五月 一九・五
圖四 甲一六
- 8 屬王廣始元三年六月丁丑除 未 一九・三 圖五 甲一四七
- 9 候陳橫元始二年二月庚寅除 未 三三・二 圖九 甲五三
- 10 □年十一月丙寅除 未 三三・二 圖九 甲五〇
- 11 □除 未得始元六年九月奉用錢四百八 五三・三三 圖四 甲三六

- 12 未得本始元年十月奉 五〇・五 圖五三
- 13 未得元平元年四月盡 五四・四 圖六六 甲三七〇
- 14 未得始元六年九月奉用錢七百廿 三六・七 圖二〇 甲二九七
- 15 得始元六年十一月奉用錢四百八十 五三・六 圖六六 甲三七五

甲三七五

e

- 1 廣谷縣長韓昌 未得本始三年正月盡三月奉用錢千八百
元鳳元年辛丑除 已得河內賦錢千八百
四九・八 圖六五 甲一八九四
- 2 際長李廣 五二・六 甲三二〇
元鳳二年十月辛亥除
- 3 候史張定 五五・二 圖六六 甲三三二
元鳳六年十二月壬申除
- 4 卅二 未得 二九・七 圖三三 甲三〇九
- 5 已得兩月廿日奉帛一匹三丈三尺直七百…… 一七・三
圖一五 甲一〇七
- 6 積二月奉用錢九百六十 五六・三〇 圖六六 甲三五九
- 7 用錢六百 五二・三 圖六六
- 1 右屬令史壽光廿五人 未得積廿三月廿九日奉用錢萬一千六百十
錢 三六・六 圖二七 甲二九五

f

- 2 始元六年十一月奉用錢六千 六〇・四二九・三 圖九
甲五三
- dはローウェ氏ではTD5に分類する。

V 食 糧

イ 「穀出入簿」

a

- 1 入粟五十石 受第二丞萬年 一九・二〇 圖五五 甲一五〇
- 2 入粟十二石 四月庚戌受掾 一九・四 圖五五 甲一六七
- 3 入粟卅七石二斗七升 令史 一〇三・二 圖五五
- 4 入粟廿一石九斗八升 史掾 一九・三 圖五五
- 5 入粟二百一十五石六斗大 一〇三・七 圖五五 甲五九
- 6 入粟卅石六斗 一八・四 圖五〇
- 7 入穀六十三石三斗三升少 其卅三石三斗三升穞糧 三三・五〇
圖三六 甲一〇九
- 8 千秋入穀六十六石六斗六升大直二千一百廿三・出錢千二百・凡
錢三千三百廿三 一九・元二九・六四二九・四九二九・三六 圖五
甲一五
- 9 一兩三兩 已入卅二石 甲戌 四九・七 圖五三 甲一八七
 八斗三升

- b
- 1 出麥五百八十八石八斗八升 以食田卒劇作六十六人五月盡八月
三〇三・三 圖二 甲一〇六
 - 2 出麥卅一石 以食肩水卒九月十五日食少十五石 九月入
一〇一・一〇二・一〇三・一 圖九 甲五五
 - 3 出麥七石八斗 以食吏々私從者二人六月盡八月
三〇三・九 圖二 甲一五八
 - 4 出麥□十石六斗 以食田卒六人六月盡八月
三〇三・五 圖三六
 - 5 出穀卅七石七斗 其卅七石七斗麥 以食肩水斥候騎士十九人馬十
六匹牛二九月十五日食
三〇三・三 圖一 甲一五九
 - 6 出麥五百□ 六〇・一 圖四九
 - 7 出麥四百一十五石□斗 六〇・二 圖四九
 - 8 出麥六十石 六〇・四 圖四九
 - 9 出麥卅七石六斗 一八・七 圖九 甲一〇七
 - 10 出麥十四石一斗六□ 九〇・三 圖四九
 - 11 出麥大石十石八斗 五三・二 圖七 甲一九五
 - 12 出麥一石 一八七・二四 圖一五 甲一〇七
 - 13 出藥百卅四斛 甲 十二月庚□ 四六・三 圖八五 甲一八三
 - 14 出穀十一石 五〇・一〇 圖三 甲三〇三
 - 15 □六石六斗四升 以食卒劇作卅二人 一九・六 圖五 甲一七
 - 16 □石四斗 以食□□士吏□ 五三・三 圖四 甲三七
 - 17 □八斗一升 以粟□ 五三・二五 圖四

- 18 □ 以食斥□胡騎二人五月食□ 一八・七 圖九 甲一〇四
 - 19 □ 以食田卒劇作廿人六月盡八月 三〇三・六 圖三六
 - 20 □ 以食九月□ 三〇三・三 圖七 甲一七五
 - 21 □□二月食 四九・二 圖三 甲一八五
 - 22 出穀百卅三石 其十石八斗□ 廿一石二斗□ 三〇三・三A 圖三六
 - 23 □□□三斗四升□□□ 出二石六斗六□ 凡□八石三斗七升
出三斗六升付亭四丞□解・□七石二斗 爲□斗七升
三〇三・元 圖四七 甲一六三
 - 24 凡出卅四石五斗四升大□卅石九□ 一三・四 圖五 甲一〇七
 - 25 □□□□ 出□□□ 十四石四斗 二〇・四 圖七
- c
- 1 六月餘穀二千六百五十一石四斗 □□□□…… 一八・四 圖三
 - 2 □十二月餘穀十石 四九・一 圖四
 - 3 □□□負 定餘穀卅六石 一八・四 圖三 甲一〇六
- d
- 1 五月丁巳粟小石百卅石 五九・六 圖八 甲一〇五
 - 2 □石六斗 其二石四斗粟 五百卅六石六斗…… 一〇三・二 圖四 甲五九
- ローウェ氏はa、bのグループをTD4として一括している。

口 「吏卒稟名簿」

b

1 肩水庠候騎士十人正月用食十七石四斗□□

甲一六四

三〇三・三 圖七

VI その他

ホ

a

1 □光二年六月丙戌除 遷缺令史□□□

2 □驛馬田官元鳳六年三月辟除□

チ

a

1 □馬一匹 □ 五〇・元 圖四 甲五七

2 □馬一匹 □ 五〇三・四 圖六 甲一九七

3 □候馬一匹 □ 五〇・三 圖九

4 □馬一匹驛牡□剝齒九歲高五尺七寸

5 □左剝齒五歲高五尺九寸 □ 五〇四・二 圖七 甲一九七

6 □駁乘兩剝齒十六□ 一〇九・三 圖三 甲八六

a'

1 □(力?)牛一黑特左斬齒八歲□七尺八寸 五九・八 圖三

甲一八四

2 □牛一黑牝左斬齒三歲久左右 □ 五〇・六 圖七 甲一〇七

3 □牛一黑特左斬齒八歲□七尺三寸 □ 五七・四 圖八 甲三三

4 □牛一黑牝白頭左斬齒四歲 □ 五三・六 圖七 甲三二八

5 □牛一黃 □ 五〇・三 圖八 甲三五九

6 □一黑牝左斬齒 □ 二〇・三 圖三

7 □橫一白牝左斬齒六 □ 五〇・二 甲三八〇

8 □特左斬齒二歲 □ 五四・四 圖六 甲三六

9 □一黑牝左斬齒 □ 五五・九 圖八 甲三八

10 □橫黑牝左斬齒 □ 五三・三 圖三〇 甲三六

11 □左斬齒六歲 □ 五四・三 圖二〇

12 □齒五歲 左 □萬 □ 五三・三 圖六 甲三三

13 □歲高五尺九寸 □ 五四・〇 圖八 甲三三

14 □尺七寸久左肩 □ 五七・一六 圖八 甲三六

c

1 入菱廿石 □ 一九・八 圖五

2 入傳馬食卅石八斗 □ 三三・三 圖七 甲一五三

- 3 出麥大石三石四斗八升 閏月己丑食驛馬二匹盡丁酉
 兎五・二 圖三 甲一八三
 - 4 出麥廿七石五斗二升 以食庠候驛馬二匹五月盡八月
 三三・二 圖三、六 甲二五七
 - 5 以食候馬傳馬萃馬 四七・二 圖七 甲一八五
 - 6 以食候馬積千二百三匹一斗二升 四九・一 圖三 甲一八四
 - 7 二月庚戌食傳馬六匹盡戊午積九日粟二升 五三・一九〇 四五・八
 圖九 甲二六三、一八七
 - 8 三月積二百六十一匹率馬日食一斗八 六〇・三 圖九 甲七〇
 - 9 驛馬一匹 用食三石六斗 已得七十二石少七十八石六斗
 一九・三 圖二五 甲一〇三
 - 10 候馬二匹 五五・四 圖六 甲三三
- a は馬籍、a' は牛籍の類である。馬牛ともに毛色、性別、年齢、高さが記載されているが、特に性別と年齢の間に、馬については「剽」、牛については「斬」という記入がある。かつて沈元氏はこの字の意味を問題として取り上げたが、兩者の意味は互に似かよっているということ以上に明確な解釋を與えていない。これに對してローウェ氏は「斬」は角を斬ること、「剽」も同様に角に關係があるのではないかとしている。「剽」はなお疑問であるが、「斬」のばあい「左斬」といえば左の角を斬っているということであろうか。またa'の2、14にみえる「久左右」「久左肩」の「久」字について、ローウェ氏は假にこれを「灸」字に讀みかえてはどうかとして

いるのは、卓見である。「久」というのは、おそらく焼印を押すことと考えられる。ローウェ氏はa'をTD9に採録し、「剽」「斬」「久」についての解釋も、そこに述べられている。

ル

- 1 張掖郡肩水庚侯官本始三年獄計 坐從軍 工官 二五・七 圖二〇
 田卒淮陽郡萊商里高奉 已移家在所 甲二五七
- ヲ

- 1 敦煌效穀宜王里瓊陽年廿八 輜車一乘馬一匹 閏月丙午南入 五五・三 圖七 甲一五八
- 2 居延計掾衛豐 子男居延平里衛良年十三 輜車一乘馬一匹四十二 月戊子北出 五五・三 圖七 甲一九九
- 3 長 里張信 輜車一乘用馬一匹 十二月辛卯北出 五五・九 圖七 甲一九五
- 4 輜車一乘馬一匹 駟牡齒九高六尺 南入 五〇六・三 圖七 甲一九七
- 5 通望際戍卒宋晏 迎穀肩水 五月廿六日入 五〇五・一四 圖七 甲一九六
- 6 長安假陽里閏月年十一 閏放復致北出 三月己巳南畜夫入虜亭 孫昌復致北出 五〇二・二 圖八五 甲一九二
 長出 三月壬申北虜亭長留出

7 茂陵果成里侯普年卅 十二月丁亥南入
 茂陵陽耀里段乘年廿五 駢牝馬一匹
 關門出入の際の記録で、地灣出土簡の中にもみられる。ローウニ氏はTD8に分類する。

VII 附 録

イ

1 元鳳三年十月戊子朔戊子酒泉庫令安國以近次兼行太守事丞步遷謂過所縣河津請

遣 官持 家共 謁丞從事金城張掖酒泉敦煌郡案家所占

畜馬二匹當

舍從者如律令 / 掾勝胡卒史廣

1' 十月壬辰辛史

曰酒泉庫令印 (裏面) 三〇三・二A B 圖二、六 甲二五四A B

2 建平五年十二月辛卯朔庚寅東鄉齋夫護敢言之嘉平

案忠等毋官獄徵事謁移過所縣邑 河津關 敢

言之

2' 十二月辛卯祿福獄丞博行丞事移過所如律令 / 掾海齊令史衆

祿福獄丞印 (裏面) 四九五・三二五〇六・二〇三A B 圖三、二

甲一八三A B

3 建平五年八月……廣明鄉齋夫客假佐玄敢言之善居里男子丘張自言與家買客田居

延都亭部欲取 謹案張等更賦皆給當得取傳謁移居延如律令敢言之

3' ……丞印 (裏面) 五〇五・七 圖三、二 甲一八三A B

4 建平五年十月丁卯朔乙酉鄉齋夫

4' 丞印 (裏面) 四九五・一八 圖三、二

旅行者の身分證明書(案)である。1は公用旅行者用のもの、2以下は私用旅行者用のものである。

ロ

1 六日 甲 莫歸官 甲 癸 下舖歸 壬……

五三・五 圖六 甲一九三

曆の斷簡で、縦に月をとり、横に日をとって縦軸の月と横軸の日の交叉によって、その日の干支がわかるようにした、いわゆる横讀式のカレンダーである。當時のカレンダーには節氣や禁忌の日などを記入して日常生活の便に供するものが多く知られていたが、ここでは該當日の官吏の行動が記入されており、官吏のいわば行動表もしくは日程表として曆が使用されている。僅か一簡であるが、當時の曆の利用法を知る珍しい例として擧げておく。

むすび

以上、地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣の四か所の出土簡を取り上げ、帳簿類を中心に木簡の集成を試みた。はじめにも述べたように、一九七三年から七四年にかけて破城子や金關、保都格地方で新しく大量の木簡が発見されている。このたびの中國の發掘は、今のところこれら三か所にとどまっているが、將來は地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣地方まで再調査され、發掘が行われることも、あるいはあるであろうことを期待したい。

なお「居延漢簡の集成一、二」における破城子にはじまって、今回の地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣にいたるまで、從來出土地の判明している五つの地域について、帳簿類を中心とする出土簡の集成をほぼ完了した。しかもこれら五つの地域の中には候官をはじめ、際や都尉府が含まれている。それぞれに出土簡の数の多少の差はあっても、最前線の際、際をまとめる候官、更には候官を統べる都尉府にいたるまで、關係の木簡を集成し得たのは幸いであつた。

今後は、これらの資料を手がかりとして際や候官、都尉府などの實體と機能の解明のほか、とりわけ帳簿の作成過程の分析を中心に、漢代の帳簿行政の實態を具體的に解明する仕事が残されている。これらの問題の解明を次の課題として筆を擱くことにする。

注

- (1) 拙稿「居延漢簡の集成一、二」東方學報 京都四六、四七 一九七四。
- (2) 陳夢家「漢簡考述」考古學報一九六三一一。
- (3) 注(1)の拙稿「居延漢簡の集成一」を参照。
- (4) 俞偉超「略釋漢代獄辭文例——一份治獄材料初探」(文物一九七八一一)を参照。
- (5) 森鹿三「居延漢簡とくにウラン・ドルベルジン出土簡について」史林四四—三、一九六一(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三—二、一九七五所收)。
- (6) Bo Sommarström; *Archaeological Researches in the Edsen-Gol Region, Inner Mongolia*. 2 vols. Stockholm 1956-58.
- (7) 注(1)の拙稿「居延漢簡の集成一」において、aを簿檢としたのは誤りで、これは楊(付け札)とすべきである。
- (8) 藤枝晃「長城のまもり」自然と文化別編II、一九五五、二七三—二七四頁。
- (9) 注(8)の藤枝論文の二八九頁。
- (10) Michael Loewe; *Records of Han Administration*. 2 vols. Cambridge 1967. 以下同。
- (11) 大庭脩「漢代における功次による昇進について」(東洋史研究二二—三、一九五三)を参照。
- (12) 符および後述の條については大庭脩「漢代の關所とパスポート」(關西大學東西學術研究所論叢一六、一九五四)および拙稿「圖書、文書」(林巳奈夫編『漢代の文物』京都大學人文科學研究所一九七七、第一章、第二節)を参照。
- (13) 注(12)を参照。
- (14) 注(2)の陳氏論文によると博羅松治では三四六枚が発見されたと推定している。
- (15) 勞榘『居延漢簡考證』烽燧二。

(16) 博羅松治出土簡の上番號のうち、著録に木簡のみえないものは次のとおりである。

- 三五六、三五九、三六〇、三六一、三六三、三六四、三六六、三六七、三六九、三七三、三七四、三七五、三七六、三七八、三七九、三八〇、三八二、三八三、三八六、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九七、三九九、四〇〇、四〇二、四〇四、四〇六、四〇九、四一六、四一七、四二二、四二三、四二五、四二六、四三三、四四一、四四四、四五三、四七〇、四七一。

(17) 注(2)の陳氏論文を参照。

(18) 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二享食簿について——」東方學報京都二九、一九五九(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三三—二、一九七五所收)。

(19) 原簡番號は八八八・一二とあるも、四八八・一二の誤りと考えられる。

(20) 注(2)の陳氏論文を参照。

(21) 注(8)の藤枝論文の二八六頁を参照。

(22) 沈元「居延漢簡牛籍考釋」考古一九六二—八。

(23) 注(12)を参照。

(24) 森鹿三「居延出土の漢曆について」史泉三二、一九六一(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三三—二、一九七五所收)。

および注(12)の拙稿を参照。

(この編の研究には昭和五三年度文部省科學研究費「秦漢簡牘資料の古文書學的研究」を使用した)